

川は流れる

～ダムでなくともいいんでないかい？～

日 時 平成 21 年 3 月 14 日 (土) 13 : 30～15 : 00
場 所 かでる 2・7 4 F 大会議室

次 第

札幌弁護士会会長 三 木 正 俊 氏

菅 澤 紀 生 氏

1. 開演あいさつ	1
2. 札幌弁護士会会員による基調報告	2
3. 基調講演	8
4. 現地報告	20
5. パネルディスカッション	33
6. 閉 会	64

1. 開演あいさつ

○三木会長 皆さんこんにちは。札幌弁護士会の会長の三木と申します。主催者を代表して、最初にごあいさつ申し上げます。

本日は、「川は流れる～ダムでなくてもいいんでないかい？」という、非常にローカルな表現のテーマによりまして、ダム問題に関するシンポジウムを企画いたしましたところ、このように多数の皆様にご参加いただき、まことにありがとうございます。

また、講師ないしパネリストの宮本博司様、それから小野有五様、渡辺洋子様、つる祥子様、それからまさのあつこ様におかれましては、大変お忙しいところを、また遠くから御協力いただきますことをまづもって御礼申し上げます。

さて、札幌弁護士会は、昭和46年に公害対策委員会という名前の委員会を設置しまして、その後、昭和63年に公害対策環境保全委員会というぐあいに名称変更し、この委員会が中心となって公害環境問題について積極的に取り組んできているところであります。

古くは、スパイクタイヤ問題について、札幌弁護士会が全国でも先駆け、かつ中心になって取り組み、平成2年のスパイクタイヤ製造中止等の成果に結びつけていきました。また、私自身も委員の一人として会議をした思い出がありますが、千歳川放水路問題についても、現地を調査し、そして、反対論、賛成論、その議論がきちっとかみ合うように論点を整理するというような形のシンポジウムの開催など、さまざまな活動を行い、平成11年に事実上その計画に問題があると、中止されることにやはりつながっていきました。

その他、幌延問題、ゴルフ場農薬問題、土幌高原道路計画問題、北海道及び札幌市の環境基本計画条例制定に向けての活動、環境アセスメント問題、都市における環境問題、日高横断道路問題、別寒辺牛砂防ダム問題、廃棄物問題などなど、本当に多くの課題に取り組んできたところであります。

また、北海道におけるダム問題と申しますと、札幌弁護士会の会員が代理になって取り組みました二風谷ダム建設差し止め訴訟、これに触れざるを得ません。平成9年、原告の請求は棄却としながらも、アイヌ民族の文化保護をなおざりにした土地収用は違法だという、画期的な判決が出されたことは注目されるところであります。

さて、本日は、このように古くから論じられてきたダム問題について改めて勉強させていただくこととなります。ダムが治水、そして利水、発電等に一定の効用があるとしても、自然環境、地域コミュニティー、地域文化の破壊につながるという弊害があることも疑いがないところであります。この両方の比較考慮において、ダムの合理的必要性が具体的に検証されるべきでないのか、その検証はどのような手続でなされるべきであるのか、地域住民の意思はどのように反映させられるべきであるのか、させることができるかなど、各地の現地報告を踏まえて、論点をわかりやすく整理しながら議論されるものと期待するところであります。

最後になりますが、札幌弁護士会は、公害対策環境保全のための活動を含み、広く広範囲にわたる人権擁護活動をダイナミックに、かつ力強く展開してきておりますし、今後も

展開していく所存でございます。市民の皆様の今後ますますの御理解、御支援をお願いし、かつ、きょうのシンポジウムが実りあるものになりますことを確信しながら、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

2. 札幌弁護士会会員による基調報告

○司会 それでは、次に、札幌弁護士会会員による基調報告を行わせていただきます。

○菅澤氏 お越しいただきましてありがとうございます。札幌弁護士会の公害対策環境保全委員会、弁護士の菅澤と申します。

私のほうから、先に15分ほど時間をいただきまして、きょうのシンポジウムの開催趣旨、それから、今後ダム問題を考えるに当たっての視点を提供できればなと思ってお話しさせていただきます。

まず、この写真は、美笛川、千歳の近くということですが、高橋剛、これは弁護士なのです。写真を趣味にしている弁護士が撮影した写真なのですけれども、私は北海道の自然に興味あるほうですが、この川はどこにあるか知らないのですよね。こういったことで北海道の川を考えるに当たっても、まだまだいろいろなところにあるものがあるのではないかなと、この写真を見ただけでも思った次第です。

私ごとですけれども、今年の夏に子供と一緒に富良野に行きまして、倉本聰さんの富良野自然塾というのに、そのプログラムに参加したときのことなのですが、まず皆さん鼻と口を閉じてくださいと、それから始まるのですよ。それで確かに息をしないですつといると、30秒とか40秒ぐらいするとみんな苦しくなってやめてしまうのですよね。人間というのは空気がないと生きられませんか、その空気はどこから来ていますかと、そこから倉本聰さんは淡々と話し出すのですけれども、富良野自然塾は木を、木やら森やらを認識しましょうというところの話なのですが、水にしても、空気にしても、余りに身近過ぎて、当然過ぎて、ふだん意識しないでしょうと。でも、それは木から出ている、木しかつくれないでしょうということで、私はそのパフォーマンスを聞いて、はっとしたのですけれども、きょうもダムというのを考えるに当たって、やっぱり水とか空気から考えていくと、難しい問題であるけれども、ある程度考える視点になるかなと思って、まず当たり前の話からちょっとさせていただきます。

まず、水の循環の問題。これは小学校、中学校でもよく見る水の循環なりのお話をまず説明させていただきますけれども、言わずもがなですけれど、こうやって水はぐるっと回っているわけですよね。この中に水が飲む水とか、あるいは物を運ぶ水とか、それ以外にも川には当然生物もいますし、植物にも不可欠です。ダムはこういう水の循環をある程度遮ってしまうわけですよね。そういった効果の大きいダムを、いかにどういうことでダムをやるべきかやらないべきか、ほかの手段があるのではないかと、こういうことを考えるのだったら、まず水の循環なり生物の問題を考えなければいけないのではないかなと思

ます。

これは、最近、私、木の問題をいろいろ調べて、わかりやすい図表を見つけてきたのですが、すけれども、そもそもよく緑のダムと言われる言葉が最近多いですね。昔から言われているのかもしれませんが、専門家の話を先月聞きました。

まず、降った雨は木で、まず葉っぱなり、幹なり、水がつくわけですね。それで20%ぐらいはまず遮断されるとおっしゃっていました。遮断蒸発とここの上のほうにも、字が小さくて申しわけないですね、ここに遮断蒸発と書いてある。これは20%ぐらい降った雨はとどまるそうです。そこでまた空気に戻っていくわけですね。幹を通じてこう落ちていったり、直接こう落ちたりして浸透していくと。この浸透した水はどこかの段階で深くいったり浅くいったりいろいろあるみたいなのですけれども、どこかの段階で流れていきまして、わいていくと。どこかのところでわいて川に至っているわけです。それから木自体でも、蒸散という言葉が最近久々に見ましたけれども、光合成に当たって水を使って空気に返っていくわけですね。

今の専門家と申しましたのは、恩田先生、最近出た本、岩波から出た本なのですけれども、筑波の先生なのですけれども、水門学という学問の先生です。そもそも緑のダムと言われているけれども、森林の整備によってどこまで森林の保水力があるのかというのを実証的に研究を改めてしていると。昔からそういうことは言われているのだけれども、実は基本的なデータがないというお話でした。この本を一応紹介しておきますね。

きょう、パネルの一人としてお呼びしました川辺川のダム問題を扱っていらっしゃるさん、その方とのお話の中でも、川辺川ダムは要らない、そもそも森林が荒廃しているから、荒廃という言葉は使っていないかな、森林が昔よりよくなっているから保水力が高まっている、こんなダムは要らないという議論があって、そこで国交省側と住民側とで論点を整理した上で実験をする、そういうことをされていて、今、森林がどこまで水を保有するかというのは、科学的にもこれから解明していかなければいけないというところなんです。

こういった先ほどのように水の循環を遮るダム、最も大きな効果としては治水効果ですね。洪水を防止すると。人の財産、生命を守ると。こういったところの効果を、そういうダムだから必要と言ってしまう前に、そもそも何で洪水が起きているのだろうかというところから皆さんが考えるに当たっては出発点としてあるのではないかなと思います。

今話していました森林の保水力低下、そもそも戦後の拡大造林期というときに大分木を切っているわけですね。そこで新たに使える檜やら杉やらを植えていると。そのときには大分はげ山になってしまっていますので、洪水が多発していたようです。そういった経過でダムが60年代からずっと計画されていて、今残っているダム問題というのも、基本的には1960年代に計画されたダム、そういう問題です。

それから、最近では木材の価格の低下によって林業が衰退してしまって、人工林が荒廃していると。そうすると下草が生えなくて、土壌が悪くなって、水が出やすくなる、そうい

うことも言われていますね。

それから、きょうお集まりの方の顔を見ますと、ダム問題に関心が日ごろある方が集まっているのかなと思いますが、内水はんらんという言葉が時々使われますが、洪水といっても、堤防を越えるような、それは外水はんらんといいます、そういう洪水と、内水はんらんといって本流に入れたい支流の水が本流の流れが強い、あるいは水かきが多いので入れない、それでその辺にあふれてしまうと、こういう内水はんらんというのがあって、それは治水という中でも区別して考えなければいけないだろうと。では、堤防や樋門、樋門というのは支流から水が逆流しないようにとめるものですがけれども、こういったものをちゃんと整備することでも大分防げるのではないかと、こういうことを考えていて、ダムの問題も本当につくるべきかつかうべきでないかと考える必要があるでしょう。

それから、都市の中でもいろいろ洪水が起きますが、今まで土にしみ込んでいたものがコンクリートやらアスファルトになって流れやすくなってしまって、川が抑え切れないということがあるでしょう。

それから、ここ5年ぐらいよく言われるようになりましたけれども、異常気象なのだからあふれやすいと。それはダムはやっぱり必要ではないかという何となく世論的により戻しを感じますが、そもそも異常気象のとき、ダムというのはもうあふれてしまうのではないかと。二風谷の関係で今でも訴訟が行われていますけれども、想定外の雨が降ったとき、やっぱりダムというのは自分が壊れないように開くわけですね。そのときに下流への影響があった、なかったというのが今訴訟で争われているところでもあります。

計画高水、高水とも言われますが、こういう問題も皆さん御存じの方が多いと思いますけれども、そもそも毎秒何立方メートル流せる、そうすれば洪水は起きないと、そういう形で行政のほうは計画しているのですが、これは100年に一度とか、50年に一度、200年に一度、こういったところから、あるこのぐらいの水を流せる計画を立てましょと、そういう基準を立てるのですね。そもそもそれが合っているのかどうかというのは、各裁判なり、賛成反対のところでもよく議論になるのですけれども、これはもう何とも言えない。どこかでだれかが決めてしまった以上、その計画高水というのが基準になってしまうというものがあって、これもそもそも合理性があるのかということからも考える必要があるかなと思います。

それから、代替案として考えられるのは遊水池と。水が多くなったときはそこに一回ためておきましょうというものです。

それから、歴史的にも霞堤とか野越とか、ある程度そこに流し込んでためておきましょうというものがあるのですが、そういうのよりもダムがいいと言えるのだろうかということも改めて考える必要があるでしょう。

他方の価値基準、バランス論という言葉が海外でも使うといろいろ議論がありましたけれども、他方のバランスとしては生態系、ダムで閉じてしまう以上、やっぱりどうしたって生態系に与える影響は不可避なわけですね。そもそも生態系自体は、昔から、我々小学

校で習うような話ですけれども、その重要性というのはダム計画時に果たして認識されていたのかというと、1960年代、高度成長期時点では、公害問題は認知されていたとはいえども、なかなか今言われるような環境問題、生態系の問題までは目が行き届いていなかったと思われます。それもあって、余りにも軽視されて、ダム、治水問題、利水問題が先行されてきたと言えます。

時代の流れを受けまして、環境影響評価、環境アセスメントという制度が日本でもおくれればせながら制度がされました。ここには希少生物がいますよとか、じゃ、計画やめましようかというものは一応は俎上にあるようになりましたが、諸外国の法制度に比べれば依然不十分と言われていまして、現在、見直し作業も行われているところであります。

それから、河川法というのがこの河川行政を規定している法律ですが、97年に河川法の目的という部分が改正されました。従来は、洪水等の防止、それから流水機能の維持ということが列記されていたのですが、それに加えて、河川環境の整備・保全と、そういうものを加えることになりました。

では、生態系の問題、魚は人工ふ化するからいいでしょうと。漁業がだめになったら漁業補償すればいいじゃないかと、そういうような議論で済むのでしょうか。

それから、魚道の効果、魚が上がるか上がらないか、いろいろ実験等されていますが、そもそも淡水魚の生態というのは余り研究されていない。魚以外はどうかののだろうか。

それから、B/Cと書きました。これは費用対効果ですね。破壊された生態系を戻すには幾ら一体かかるのだろうか。

そう考えていくと、ダムによらない治水というのは、今まで以上にもっと真剣に考えなければいけないのではないかなと思います。

今回は、生態系と治水の問題を主に扱っていますが、ダムの問題としては、利水、財政、コミュニティーの破壊、こういったものも考慮の中では不可欠な問題。特に、この3番目に書きました、ニューディール政策と書いたのですが、この不況ですね、きょうもニュースとして継続的な公共事業を拡大していくぞという話になっていますので、道路という言葉が出ていますが、これにもダムが含まれるのではないかとちょっと危惧するところでもあります。

では、こういった複雑な事情を考慮していくのは、だれがどうやって決めていくかというところで、一応、法律家としての視点提供で、改めて基本的なことを紹介したいと思います。

三権分立とありますね。国会の立法権、それから日本では内閣がやっています行政権ですね。官僚批判とかされていますが、ここの行政権の問題です。我々がよく仕事をしています司法権。ここでバランスをとって権利の乱用がされない、もうあと3分、大分進みます。

そもそも王様の権利、王様が自由にあいつは死刑だとか、あるいは税金を取るとか、そういうのを抑制するために、国民の代表が法律によってこの行政権を規制していきましょ

うということで出てきた概念なのですけれども、河川の問題というのは公共のものですよね。それから、専門性、技術性が高い問題ですから、全部法律で決めることはできません。ですので、行政権がやるのはもうそれは仕方がない。では、それは立法によるコントロールができていくかということで、先ほどの河川法の改正等がコントロールを図ろうとしています。ただ、きょうの宮本さんの基調講演でお話しいただけるとは思います、運用次第でどうにもなるような問題でもあるので、本当にコントロールがきいているのかなというところは注意していただきたいと思います。

また、我々の司法によるコントロールというのでは、なかなか行政事件というのは勝てない、また、俎上にのらないというのがあるのですけれども、そもそも行政事件、行政法の問題として、行政への信頼というのがあります。基本的に専門家がルールに基づいてやっている以上は間違わないだろうと、それを裁判所が、こういう権利を超えていく以上はよっぽど間違っているものではないとノーと言わないということがあります。

また、裁判というのは、自分たちの問題を真剣に争うことから真実が出てくるという制度ですので、人の問題は裁判で争えませんが、他人の利害の問題は争えませんが、あって、なかなかあそこのダムやめてほしいといっても、裁判にのっけるのは非常に難しいわけです。

そうはいきましても、手続がおかしい、行政のルールに反していると、そういう場合には違法とする判決が幾つか出ています。先ほど三木会長から出た二風谷ダムというのは、アイヌの文化を余りにもないがしろにした、違法ということは言われています。ただ、もうできてしまったものはしょうがないでしょうということで、結果的に敗訴になってしまいました。

きょう、つるさんからお話ある川辺川の利水の問題ですね、まだ治水のほうでは計画が残っているのですが、農業用水として土地収用の手続がおかしかった、それは違法判決が明らかにしております。

もう一方、渡辺さんは八ツ場ダムの問題として現場から来ていただいておりますが、地方自治体のお金の使い道は、例えば北海道の問題だと、北海道民であればだれでも訴えることはできると。ただ、それは違法な支出に限られるものですから、じゃ、ダムなりを正面から争えるかということ、なかなかハードルは高い。

それから、生態系環境権という新しい概念で裁判を争うとしても、なかなかそれも、自分の問題を争うというのが裁判なので、これも長良川河口堰訴訟で一生懸命やりましたが、結果的には敗訴になっております。

結果的には、後から争うのは非常に難しい。ですので、我々国民なり、道民、県民、そういったものが日ごろからウォッチしておく必要があると。警戒の目を見て、行政が変なことをしていないかというのを見ておく必要があるのではないかと。

ここで犬の写真を使ったのは、私、ちょっとアメリカで勉強してきた経験があるのですが、ウォッチドッグという役目、環境保護団体が裁判できるのは、彼らがウォッチドッグ

として行政が変なことをしないかを見張っているのだと、それが重要な役割なのだという
ことを申しております。

そういうので、我々も弁護士が何でこんなシンポジウムをやるかといいますと、訴訟で
ストレートに争うというところではなかなかならないのですが、こういった情報を皆さん
に提供して、北海道のダム、これが今どういう状況になっているのか、それから全国的な
流れを情報として見ていただいて、これからのダム行政を見張っていただきたいと思っ
ているところです。

時間の関係で割愛しますが、サンルダム、平取ダムの問題はきょうの先生から紹
介がありますが、もう既に知事の同意が出て、本体工事の予算がついていると、魚道の実
験、一回川を閉め切ってしまうというのは去年の秋ぐらいから始まっています。こういう
状況だということを広く知っていただいて、あと周りの方にも警告をしていただきたいな
と思っています。

平取ダムの問題についても、二風谷で違法とされた上にもう1個ダムをつくろうとして
いる問題ですので、ウォッチが必要ではないかなと思っている次第です。

では、これから宮本さんの基調講演につなげていきたいと思います。ありがとうございました。
(拍手)

○司会 菅澤会員ありがとうございました。

3. 基調講演

川とともに生きる～淀川からの発信

元国土交通省防災課長・ 宮本博司氏
前淀川水系流域委員会委員長

○司会 では、次に、元国土交通省防災課長で、前淀川水系流域委員会委員長の宮本博司さんより、「川とともに生きる～淀川からの発信」という題で基調講演をいただきます。

○宮本氏 皆さんこんにちは、宮本でございます。きのう、京都から参りました。私、北海道は何回か、一番初めに来たときには高校の修学旅行で来たのですが、それから何回か仕事で来たり、家族と一緒に来たりしているのですが、大変北海道は大好きで、いい印象を持っているのですが、実は、今おっしゃいましたけれども、2年半ちょっと前に国交省をやめまして、京都の私のところの実家の会社に入ったのです。去年、北海道のある会社に商品を納めていたのですが、その会社がつぶれて、それでその商品の代金が回収できないというふうなことになります、大変悔しい思いをしたのです。それ、ずっと忘れていたのです、そういうことはもう忘れようと思って忘れていたのです。ところが、きのう札幌のホテルで、ふと、ここは北海道だなと思って、それを思い出しまして、また悔しい思いをしたということでございます。

きょうは40分話すということでございますので、後でまたパネルディスカッションもございますので、できるだけ40分の中でしゃべるだけしゃべって、しゃべれないものはまた後のパネルディスカッションでしゃべりたいと思います。

まず、先々週の日曜日に、これ、天竜川の佐久間ダムなのです。ここへ行ってきました。なぜ天竜川に今行くかといいますと、発電のダムなので、ずっとダムは水かさはずっと高いところでやっているのですが、この時期だけ、20メートルほどかな、水位を下げています。佐久間ダムの固定の状態がどうなっているのかを見に行くという地元の漁協のそういう視察会がありまして、それに行ってきました。

この佐久間ダムというのは、昭和29年ですかね、できまして、日本で初めてアメリカから大型の建設機械を運んできて、機械化施工したというダムでして、高さが155メートルあります。我々、土木とか、あるいは河川工学をやっている人間にとりましては、佐久間ダムというのは、すごく何かすばらしい構造物だというイメージが実はあるのです、ずっと。これは正直な話。ところが、私、先々週行ってきて、佐久間ダムのこれ、川底、我々は粘土とかシルトと呼ぶのですが、一般の人は、よくこんなのはヘドロと言われますよね。実はこれがどんと積もっているのです、これ。これ見ると、本当にもう天竜川は死んでいるなという印象を受けました。

それから、これが佐久間ダムから放流している放流先なのです。これがダムからの放流

水です。こっちがこれ、流れてくる上流からの天竜川の水なのです。明らかにダムからの放流水がこんなに濁っているということで、我々、佐久間ダムというのは、電力がないときに発電用ということで、物すごくやっぱり日本の社会の発展に貢献したと思うのですよね。やっぱり電力行ったのだから、やっぱりあそこでダムをつくるのは仕方がないというふうに私は実は今まで、行く前まで頭の中ではそう割り切って、そういうふうに思い込もうとしていました。しかし、先ほどのこういう状況を見ると、何か本当に電力が行ったのだから、あそこにあのダムをつくって、天竜川の、いわば川を死に至らせるようなことをしても仕方がなかったのだというふうに割り切れない、現場を見るとですね、そんな気に実はなりました。

これはきょうの話とは直接関係ないのですけれども、こういうダムの計画というのは、一体どういうふうな格好でつくられてきていて、その問題点って一体何なんだということをお私はずっと長い間国交省におりまして、ダムとか川の計画をやっていました。そして、今は3年前にやめて、住民の立場でいろいろなことを考えているのですけれども、その辺の話をきょうしたいと思います。

まず初めに、ちょっとこれ、かたい話になるのですけれども、こんなものすぐ終わります。1分もかかりませんので、ちょっと我慢して聞いてください。ただし、これをちょっと聞いてもらわないことには次に行きませんのでね。

我が国の治水計画、洪水対策計画というのは、実は、どうやって立てるかというのは、これだけなのです。これは、一番初めにまず計画規模というのを決めます。こっちで、例えば200年に1回と書いています。200分の1と書いていますけれども、これは200年に1回発生する大雨をまず目標にしましょうか、どうかというのは、この計画規模なのです。淀川の場合には200年に1回です。石狩川は150年ですかね、どうなのですかね。150年ですね。石狩は150年らしいです。まず、淀川なら200分の1、利根川200分の1、石狩川150分の1ということをおまず決めるのです、この計画規模というのを。計画規模を決めて、そうしたら後は、それまで降った雨を統計的に処理して、そうしたら200年に1回の雨というのは、例えば1日で何ミリ降りますか、2日で何ミリ降りますかというのは計画降雨として決めます。この計画降雨が、今降ったら、上流にダムもない、どこもたまらないというようなことがあったら、下流にどれだけ流れてくるかというのがこの基本高水という流量なのです。洪水の量なのです。その基本高水からダムで何トンためますかと、残ったものが計画高水といひまして、これが川の中で何トン流しますかということになるのです。基本的には、この流れだけで実はダムと河道の計画ができています。これは昭和50年ぐらいに河川砂防技術基準というのができて、マニュアルがあります。それでずっと我々も、これをいわば金科玉条にやってきました。私は、この計画の立て方が実は非常にまずいと思っています。

まず、治水の目的は一体何なんだと、私はこう思っているのです。治水の目的というのは、いつどんな規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守ると、これが私、

治水の目的だと思うのです。皆さん方も大体そうではないかと思われませんか？いや、違うと思われる方はだれかおられます？そう言ったら、手を挙げにくいですよ、これ。一応皆さん同意されたということで次に進みます。

ところが、いつどんな規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守る、これが治水の目的だとしたときに、計画規模、例えば200年に1回、150年に1回の洪水をダムでためて、あと川の中に押し込むと、これが実は今の治水計画の目標になっているのです。この目的とこの計画の目標というのは、これ一致していませんよね。ここ大事なのですよ、ここ。ここが、いや、一致していると思われたら全然話が進みません。これ、本当に一致していないですよ。要するに、200年に1回か、もっと大きな洪水が来るかもしれません。あるいは、計画ができていなかったら100年に1回の洪水が今来たって人が死ぬ可能性あるわけです。いつどんな規模で起こるかわからない洪水に対して住民の生命を守るという治水の目的と、いつかわからないけれども、計画規模200年に1回の洪水をダムでためて河道内に押し込めるというこの計画の目標というのとは一致していないと私は思っています。

ところが、これを、こっちのほうはもうさておいて、こちらのほうだけがひとり歩きして、そして、こういうことになって計画になっています。だから、ダムがこれだけ要ります。川でこれだけ掘らなければいけませんということをやってきたのが非常に大きな間違いだと私は思っています。

そうしたら、原点に戻って、住民の生命が失われる危険性が最も高い、大きなのはどういふときかといったら、堤防の決壊です。そうですね。浸水しますね。浸水じわつとして水が引いたって、そのことによって多くの人々が死ぬということはまずないのです。多くの人々が死ぬ可能性があるのは、堤防が決壊するときです。

これ、今からもう5年ぐらい前になりますか、兵庫県の出石川という川なのですけれども、ここの堤防、高さ5～6メートルの堤防です。この5～6メートルの堤防が決壊しました。この家、このちょっと赤い屋根の家、この家ですね、実はここにあったのです。300メートル吹っ飛んでいるのです。私、この決壊した次の日に行きました。この写真なんかで全然迫力になりませんけれども、もうぞっとするぐらいすさまじいことです。要するに、堤防決壊というのは破壊なのです。

これ、4年前のニューオリンズです、アメリカの。このニューオリンズにカトリーナというハリケーンがやってきて、このミシシッピ川の堤防、それからポンチャートレイン湖という海のような湖です。この堤防から実は7～8メートル下にニューオリンズの町があったのです。この堤防が壊れました。そして、皆さん方もテレビなんかで見たと思いますけれども、1千何百名の方が亡くなったわけです。一気に亡くなったわけです。

これ、大阪なのです。淀川がこう流れています。こっちが大阪湾です。ここに大和川という川が奈良から流れてきます。

私の話は、実は私のホームグラウンドは淀川ですので、どうしても淀川の話になります。

す。皆さん北海道の方なので、私は北海道の話をしたいのですけれども、よくわかりませんので、淀川の話をしてます。ですから、これは北海道に当てはまるのかな、これはちょっと違うなと思いつつ、淀川の住民になったつもりでちょっと聞いてくださいね、きょうは。

これ、淀川の堤防のてっぺんから10メートル下、大和川の堤防から18メートル下に大阪の町があるのです。さっき言いましたニューオリンズは、7～8メートルですよ、堤防のてっぺんから。それがあの堤防が壊れて1千何百名の方が亡くなったのです。大阪の場合には、20メートル下、10メートル下に大阪の町があるのです。こっちのほうが、この堤防からといたら大変なことになります。

これ、大阪だけではないのです。日本の大都市というのはほとんど全部沖積平野にあるわけですよ。そして、沖積平野の堤防というのは、全部天井川です。どこも同じ危険性を持っているということなのです。

なおかつ、大阪のこの淀川の堤防が切れたら、大阪の地下鉄の入り口から水が入って、7～8時間で全部水没します。あれだけ低いところの地盤の、そのまた下に地下鉄を掘って、地下街つくっているのです。めちゃめちゃ不自然、めちゃめちゃ危険なことをやっているのです。

その大阪を守っている堤防がこれなのです。これ、淀川の堤防で、高さ10メートルあります。ここに家が張りついています。この堤防、これは恐らく石狩川の堤防もこんなものなのでしょう。見たら、上から草が生えていますから山のような感じですね。こんなものはそんなつぶれないと大体皆さん思われるのです。とんでもない話で、山というのは、この草を取って上の土を取ったら、中は岩なのです。だから山は強い。しかし、この堤防、この草をめぐったら、何だか。単に土が盛ってあるだけですよ。土まんじゅうです。

これ、京都の木津川という堤防です。これも高さ10メートルあります。この堤防、めぐったら砂なのです。砂山なのです。これ、めちゃめちゃ怖いと思いませんか？私はこれ、めちゃめちゃ怖いのです。

こういう状態で、今言いました高さが10メートルにもなる土まんじゅう、砂山の堤防で、ここに密集した家屋があると、こういう状況が、今の話は淀川ですけれども、各地であるということなのです。

なぜそんなことをしてきたかという、もともと淀川の堤防も、豊臣秀吉がつくったときは高さ2メートルぐらいだったのです。高さ2メートルぐらいの堤防でしたら、すぐ水があふれます。しかし、周りは湿地帯であったり、あるいは畑であって、そんな大して被害がなかった。ところが、これでは不便だということで、水があふれないように高くします。だんだん町ができてきて、今はこの高さ10メートルの堤防で、ここに町ができています。この堤防、なかなかあふれて壊れないけれど、もし壊れたら大変なことになると。これはもうだれでも、小学生でもわかるような話です。

洪水を川の中に押し込めて防ぐという考え方は、本当に押し込められたら、それはハッ

ピーです。しかし、もしも押し込められないと、押し込められないときには、壊滅的な被害をこうむる。

本当は1000年、2000年、日本も中国もそうなのです。洪水対策の基本というのは、洪水のエネルギーを分散させることだったのですよ、もともと。ところが、明治以来、このベクトル、この方法が変わったのです。降った雨をできるだけ川に集めて、できるだけ早く下流に流すと。洪水のエネルギーを集めるという方向に変わったのです。この方向の転換というのが、今の、いわば我々の非常にもろい、ここに対してもろい、どこか不自然なことの大きな原因です。

これは、河川法のもう一つ下に河川管理施設等構造令という法令があります。この中に如実に、明治以来の河川改修の考え方が書いてあります。河川の改修工事は、計画洪水流量、さっき言いましたね、これ以下の洪水に限って計画河道の中に押し込めようとするものであると。ある想定した洪水を川の中に押し込めようとするものであるというふうに法令で書いてあります。この考え方が私は間違っていると思っています。

これは去年の夏に、神戸の都賀川という六甲から流れている川で、子供さんが中で遊んでいて流されました。これ、北海道までニュースが来ているかどうか知りませんが、来ていますかね。来ているそうですね。この事故があった後にどんなこと言われたかといったら、こういうことが二度と起こらないように警報装置をつけようとか、看板を立てようとか、私、それ聞いて、全くナンセンスだと思います。降った雨をできるだけ早いこと海に流そうとしてつくった、全部コンクリートでつくった川の中に、親水公園をつくっていること自体がおかしいのではないかと。その根本のところを問わずに、警報装置をつけようとか、看板を立てようとか、もう本当に本質が何か見えていないのではないかなという感じがしてしょうがないのですよ。それが、余り私の出身省庁の悪口はきょうは言わないようにします、やめておきます。

一方で、昔の人の、本当に我々学ばなければいけない知恵があるなと思ったのはこれなのです。これ、京都の桂川でして、京都の西のほうに流れている川です。もうちょっとこの辺まで行くと嵐山というところです。この桂川のここに桂離宮というのがあるのです。この桂離宮というのは、1600年代の初めに建てられた、もともとは八条宮の別荘だったのですけれども、離宮なのです。これは御存じの方おられると思いますけれども、非常に繊細なお庭、それから建物があって、茶室があって、華奢な、日本を代表する庭園なのです。この桂離宮の周り、今は家も建っていますけれども、昔は低湿地帯です。この桂川が何遍もはらんしているのです。この桂川が何遍もはらんしているその際に建てていて、400年間どうしてこれが私はこうやって伝わってきたのだろうと思っています。こんな工夫があるのです。

桂離宮の中の、これは書院ですけれども、高床式になっています。ですから、桂川のはらんというのは前提にしているのです。しかし、はらんしてきても座敷の上までは上げないというのがこの設計に入っているわけです。

もう一つ、これが桂川がこう流れていまして、これ桂川の堤防です。こっちが桂離宮です。ここに桂垣、笹垣という生け垣があるのです。この生け垣をアップで見るとこうなっています。これは笹が編みであるのです。何でこんなことをしてあるのかと。洪水のときに、よく皆さん方も全国でいろいろな洪水があったときにテレビなんかに出ますよね。洪水の後、何が一番かなわないかといったら、ごみと土砂なのです。きれいな水がわあっと来て、ついて、下がっていったら、大したことないのです。あのごみと土砂が大変なのです。この桂離宮というのは、実は、これが桂川、しょっちゅうはんらんすると。この笹垣は、はんらん水から土砂とごみをここで振り落とすフィルターになっているのです。こういう設計がしてある。

ですから、桂離宮というのは、実はこれは洪水を押さえ込もうとしているのではなしに、洪水というのは入ってくるものだと。その入ってくる洪水に対して、いかに被害のダメージを小さくするかという工夫がしてある。この桂離宮が当初から、桂川のはんらんとにかく押さえ込むのだと、腕力で押さえ込むのだというふうな設計がしてあったら、恐らく何回目かの洪水で桂離宮は吹っ飛んでいるでしょう。洪水を受け入れる、しかし、その中でできるだけダメージを少なくするという工夫がしてある。

洪水というのは防ぎ切れるものではない。自然現象というのは常に想定外があるから防ぎ切れない。だから、しのぐのだという発想なのですね。

我々、今まで防災、防災と。私も実は国交省を最後にやめたのは防災課長という、防災課長という名前が私は嫌で嫌で仕方がなかった。できたら、減災課長にしたかったですけれども、私だけ言ってもなかなかできませんので、いまだに防災課長になっていますけれども、減災なのです、我々やっぱり目指すべきは。防災なんていったって、防ぎ切るなんていうのは、絶対防ぎ切れないのですから。

現在、今こんな状態になっていますよね、さっきも言いました、非常に土まんじゅう、砂山でできた高い堤防で、この中に洪水エネルギーを集めているのです。この堤防が一気に壊れたら大変なことになると。これを何とか防がなければいけないと思っているわけです。

どうするか。まず、今までのように降った雨をできるだけ川に集めて早く流そうと、洪水のエネルギーを集中させるのではなしに、できるだけ流域の中、地域の中で雨をためると。川に集めることをできるだけおくらせる、負担を少なくするということ。

それから、上流から流れてきた洪水をじわっとこういう地域に分散させる、エネルギーを。さっき話ありました、こういう霞堤、昔は連続堤ではなしに、こういう霞になっていました。この辺からあるかさになったら水がじわっとあふれる。できるだけ洪水エネルギーを穏やかに分散させる。

これ、九州の城原川です。これは高い堤防をこう来まして、ここできゅっと低くなっています。ここまでの水かさは川の中で流しますけれども、それ以上になるとここからじわっと田んぼに水が行って、そしてエネルギーを分散させるという工夫が今でもありま

す。こういった工夫を我々もう一回するべきだと思っています。

しかし、明治以来の考え方は、ダムで水をためて、あとは川の中、全部堤防を仕切って川の中に押し込める、この方向転換して、流域全体で洪水エネルギーを分散させようと。すると、今言ったように、例えばこういう地域は、ここよりも早いこと水がつかります。つかれる頻度が多くなります。そうすると、ここの土地利用、家の建て方、変えなければいけない。あるいは、逆に言ったら、ここについての固定資産税を安くしたらいいじゃないかという話もあるかもしれません。地域全体でいろいろな総合的な土地利用、まちづくり、家の建て方、それから農業政策も絡んでくるかもしれません。いろいろな合わせわざで、流域全体で洪水を受け持とうではないか、これが私たちが淀川でずっと言ってきた流域治水なのです。

明治以来、目先の安全性と利便性と快適性を求めて、洪水を川に押し込めようと。そして、川を変えていこうとしてきました。しかし、その結果、非常に危険でもろい地域をつくってきました。今度は、もう川を腕力でコントロールしようというのではなしに、私たちの住み方とか地域の姿自体を変えて、したたかな、先ほどの桂離宮のような発想でまちづくり、地域づくりをしようじゃないかというのがこれからの方向転換だと私は思っています。

しかし、そうかといって、今、現にこういう堤防があります。これ、急に低くするわけにはいきません。なおかつ、今この堤防というのは土まんじゅうであり、砂山ですから、これがあふれても、あるいはこれがなかなかやっぱり壊れにくくすること自体が、する努力がいるのではないかと思っています。

堤防というのは、壊れ方に3つあります。1つが浸透といいまして、この辺に水がずっとついていると、だんだんだんだん水が堤防の中に入って行って、この堤防の中の土がぐちゃぐちゃになって壊れるというのが、これは浸透破壊です。

もう1つは、この川の流れが非常に勢いが強くて、この堤防を削っていきます。そして壊れる。これが洗掘です。

3つ目が、水かさがずっと高くなって行って堤防を乗り越える、堤防を乗り越えてこの家があるほうの斜面を削っていく、そして壊れる、これが越水です。

また出てきました、この河川管理施設等構造令。堤防というのは、計画洪水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造とすると書いてあるのです。

これはどういうことかといいますと、この堤防のところのてっぺんからある高さのところに計画洪水位という架空の線を引くのです。よくありますよね、きのうもおふろへ入りましたら、ホテルの、この線より水を入れなくてくださいという線が入っています。あれと同じようなものです。この線よりも下の、さっき言った浸透と洗掘対策をして、洪水はこの線より以下だという仮定のもとでここを補強しましょうというのが今の河川整備の考え方です。そして、ここまでやったら水が来ても壊れないけれども、ここから上は壊れるから、この計画洪水位をちょっとでも超えたら堤防は壊れる、下だったら壊れないという

のですから、水かさが上がったたり下がったりすることによって、ここが水がつかったり干上がったたりして河原があったわけです。ところが、今はそれがなくなったものですから、ここは常に水がある、ここは常に水がかぶらないという状態になっています。この状況はもう川でなくなっているわけですから、こういうふうな河原で咲く花とか、あるいはこういう、いわゆる川の中の淡水魚、これはアユモドキという魚です。これも淀川では今絶滅すると言われていています。こういったものがすみにくくなってきました。

何遍も言いますがけれども、堤防で川と地域を分断して洪水を押し込めようとした結果、非常に我々人間にとっても、住民にとっても危険な地域をつくったし、逆、またあわせて、川の生き物たちの生息環境を破壊してきてしまったということでもあります。

飛ばしましょう。

今、こうやって明治以来ずっとやってきました。そういうふうに洪水のエネルギーを川に押し込めようとした。もろい地域で河川環境が悪化したと。これを何とかしたたかな地域で河川環境を修復しようとして方向転換しようとしたのです。これ、淀川でやろうとしたのです。ところが、今、国交省のほうは、もう1回こっちの方向に先祖返りしようというふうにしています。ここが非常に大きな分岐点に今我々はおるということです。そして、その象徴が実はダムなのです。

淀川では今、4つのダムが問題になっていますけれども、その中で、特に大戸川ダムというのが滋賀県にあります。これの説明を聞いてみると、まず、戦後最大洪水を流下させると。さっき私言いましたよね、計画規模、200年に1回、これが30年ではできないからというので戦後最大になって、考え方同じです。要するに、ある洪水を想定しましょう。その戦後最大を流そうと思ったら、この川の黄色い部分、ここが流れにくいと。ここを掘削しましょう。ここを掘削すると、大雨が降ったときに淀川の水位が計画洪水位以上になります。だから、淀川が危なくなるからダムが要りますよというのが今の近畿地整のダム必要の考え方なのです。

その掘削しようとしたのが実はこのあたりでして、断面的にはこうです。今こういう断面側の赤いところを掘削しようということです。これを掘削すると、今ここ流れにくかったけれども、流れやすくなる。そうすると、大きな雨が降ったときには下流により、今よりもたくさん流れます。下流に流れると危険になります。先ほどから言っています、おふろでいったらここまで水をいれてはいけませんよというあの線と同じ計画洪水位、この計画洪水位をこの洪水が1センチでも超えると危険だと、堤防が壊れますというのが計画の前提になっています。

実際、淀川の場合、どこでどれだけ超えるかと思ったら、この大戸川ダムがないときに、これが淀川の堤防の高さです。これは河口です。こっちが河口で、こっちが上流です。これが淀川の堤防の高さです。この緑の線が計画洪水位です。このブルーの線が実はここどこでちょろちょろと超えています。これが危険だという。

大戸川ダムがないときには、堤防が破壊されて、大阪は19兆4,800億円の被害が

出ますと。ダムがあったら淀川は安全で被害出ませんという、こういう説明なのです。これを今の図とあれではわかりにくい。もう1つ図を出させたのです。

こうだったのです。これが淀川の堤防のてっぺんです。ここから約3.2メートル下にさっきの言うラインがあります、計画洪水位。大戸川ダムがないときには、このラインの上っ面、あるときにはこの下っ面です。この差で堤防が壊れるか壊れないかということで、ダムが要ります要らないになっているのです。これ、なかなか皆さんぴんとこないでしょう。もう1つ出します。

これが淀川の堤防です。この線が、巻き尺置きました。この巻き尺置いてある線が計画洪水位で、ダムがないときにはここまで来ます、水が。ここまで来ると淀川の堤防は決壊して、大阪じゅうが水浸しになって19兆4,800億円の被害が出ますと。ダムがあると、ここまで来ます、線が。淀川の堤防は安全で、大阪の町は被害出ませんと。これがダムの必要性なのです。これ皆さん、なるほどな、これで千何ぼのダム要るなと思います？これ。それで思った人は、今にすぐにでも国交省職員になれます。私はとてもじゃないが思えない。これを私は淀川の流域委員会で、こんなのでは話にならないと違うかと、こんなもの説得力ないじゃないかということを書いて、大阪と滋賀と京都の知事さんも、これはちょっと納得できないわという話になっているわけです。

もう1つおまけがありまして、さっき言っていた計画洪水位。1センチでも水がこれより超えたら堤防の安全度が急に低くなって壊れやすくなるという、この線なのですけれども、実は、これは毎日新聞の記者が淀川の事務所長のところにインタビューに行き出て聞き出した。この危険ラインだと言っている計画洪水位には何ら科学的根拠はありませんということを書いたのですね、これ。だから、要するに、もうちょっとダムが要るというのだったら、ちゃんと理論武装をして、みんながなるほどなというふうな説明をしてほしいと。これでは余りにも説明になっていないということなのです。

さっき言いました計画規模、計画降雨、基本高水、計画高水、そしてダムの計画が出てくる。この200年に1回というのもまずそうですし、この間にはいっぱい前提と割り切りが入っています。これでなかなかやっぱり、河川局の内部だったらそれで説明できるのだけれども、仲間内ですから。世の中の人に向かって説明するのはやっぱりこれはきつい、しんどい、できないというのが私の基本的な考え方ですから、淀川の流域委員会で、こういう説明は一回もしませんでした。しかし、それを今回また同じことをやってきたということなのです。

例えばダムをつくる、つくらないの結論、この結論というのは、大体これだから要るなと、これだからこれで、これだからそうだなと、いろいろなところから考えても要るなとか、要らないなとかというのが、そういう論理構成なら割と説得力あるのです。ところが、今までの国交省のダムの説明というのはこういうのです。まず200分の1があって、これだからこう、これだからこう、これだからこう、これだからこう、これだからダムが要るな、これ全然あきません、この説明は。どこか一つがつぶれたら全然だめだし、

これだからこれが言えなかったら、あるいは非常に根拠が薄かったりすると、この論理自体が全部だめになってしまう。そして、非常に説明が専門用語が入っていて、ぐだぐだぐだぐだと長くて、だからこうですと、これは説得力ないのです。

これについては、私は、きょう後からパネリストで出るまさのさんが、私が国交省の役人のときに言ったのです。そのとき建設省です。建設省の説明の長さとうさん臭さは比例するという、私は今でも彼女のこの名言は覚えていますけれども、なるほどなと思った。今にしてやっぱりそうだなと思います。

そういうことで、大阪、京都、滋賀の知事さんは、大戸川ダムを要らないと、反対、中止だと、要らないというようなことをおっしゃったのですよね。しかし、それに対して今国交省は、知事さん方の理解が得られないということを言っています。この理解が得られないという言葉ほど傲慢な言葉ないのですよ。これはなぜかといったら、逆に言うと、学者、住民、自治体がわかっていない、自分たちには間違いがないのだけれども、学者や住民や自治体がわかっていない、それが理解が得られないのですよ。理解が得られないという言葉ほど、自分は正しいのだけれども、相手は理解してもらえないのだという言葉なのです。これは非常に私は傲慢だと思っています。

だから、淀川では、今、3知事が、こんなもの国の言うままになっていられないわと、こんな財源もないしね、というような切っているところに、何かわけのわからない理屈でダムが要りますと言って、100億、200億出してくれと、各府県に。そんなことできませんわと言って、今まさに、もう国に任せられないと、自分たちで川の管理するとまで今言っているという、こういう状況になっています。

私はずっと川の仕事をやってきたのですけれども、そして今、非常に感じるのは、これは川の問題だけではないと思うのですけれども、地域の問題、すべていろいろな課題は住民の問題と地域の問題です。その地域の問題について、地域から最も遠く離れていて、地域の痛みがわからない霞ヶ関が決定する今の日本のシステム、これがもう最悪です。別に地方分権であれ、地方主権であれ、道州制でも何でもいいのですよ。要するに、霞ヶ関のわけのわからん人間に物事を決定させたらだめだと。そこだけだというふうに私は思っています。今こんなことを、自分が長い間川のことをやってきて、今そういうふうに私は思っています。実際、私、霞ヶ関におりましたから、あのときの私が判断したらいかんかと思えますからね。

これ、実は昭和30年の初めの京都の木津川という川なのです。水泳場があったのです。さっき言った砂山の川のところです。この川底は砂なのです、全部。私、おやじに連れられて、まだ3つか4つぐらいのときに行ったのです。それで、ばあっと潜ったら、物すごい水がきれい、白い砂がさあっと流れているわけです。その感動というのは今でもあるのです。ところが、その感動を私の子供にはもうさせられない。今泳げませんから。そして私、今3人孫いますけれども、その孫にも体験させられない。私たちが小さいときに、まだ北海道は多分今でもいろいろなところあると思いますよ、すばらしいところが。

私らが小さいときに感動して川で遊んで、きれいだな、すごいなと思ったことが、もう私たちは自分の子供とか孫にさせられない。私たちは小さいときはいろいろなこと感動していて、その後、高度成長、経済的に豊かになって、それなりに何となく楽しくおもしろおかしく生きてきて、それで最後このまま死んでしまって、もうあとは知りませんわと、私らは小さいときこんな自然で感動して、その自然をつぶしてきて、そして次の世の中はもう私は知りませんわでは、私は済まないと思っている。せめて、そこまで再生できなくても、その方向に、変えるという方向を我々は今ここでやっぱり示さなければいけないのではないか。そして、方向を変えたから次に、子供たち、孫にバトンタッチするよということをする必要があるのではないかなと思ってまして、私は今もう56で、恐らくそんなに先長くないと思うのですよ。今思っているのは、私たちの世代はもういいと、もう景気がどうだこうだとか、そんなのどうでもいいと。子供や孫に何ができるのかということを考えるのが、私たちの今のこの世代の責任ではないかなというふうに思っています。

もう時間がオーバーしているようなので、終わります。

以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○司会 大変わかりやすく、おもしろいお話ありがとうございました。

4. 現地報告

八ツ場ダム	八ツ場あしたの会事務局長	渡辺洋子氏
川辺川ダムほか	環境カウンセラー	つる詳子氏
サンルダム・平取ダム	北大大学院地球環境科学研究院教授	小野有五氏

○司会 続きましては、日本各地の現場からの報告です。

まず初めに、群馬の八ツダムにつきまして、八ツ場あしたの会事務局長の渡辺洋子さん、お願いします。

○渡辺氏 皆さんこんにちは。群馬県から参りました渡辺と申します。よろしく申し上げます。

皆さん、八ツ場ダムって御存じでしょうか。首都圏のダム問題なのですけれども、私自身恥ずかしながら、群馬県に嫁に来るまで、東京で生まれ育ってから20代半ばまで、八ツ場ダムという言葉すら知らなかったのですね。今現在、首都圏でほとんどの方がまだ八ツ場ダムを恐らく1%の方も知らないということ言われているので、こちらでも八ツ場ダムのことを御存じの方がいらしたら、相当ダム問題に詳しい方ということになると思います。

八ツ場ダムの予定地なのですけれども、群馬県の吾妻渓谷という国の名所です。何でここが首都圏のダム問題ということになるかといいますと、ここを流れている吾妻川という川が利根川の支流になります。そのために利根川流域1都5県関東地方の、それこそ利根川の沖積平野ですね、そちらの1都5県の神奈川県を除く関東地方の首都圏が八ツ場ダムの関係都県ということになります。

お手元の資料、最初のところに八ツ場ダムのことが載ってきておりますので、出ましたね。

これは私どもの八ツ場あしたの会のホームページから取り出した、学校の先生がまとめてくださって現地案内をするときに使う資料を、きょう主催者の方が資料として載せてくださいましたので、それを見ながらでも説明を聞いていただきたいのですけれども、この景色が吾妻川、ちょうどダムの予定地になるところです。今から2週間ぐらい先になりますと、このように芽吹いてくる、ちょっと北海道よりは早目に春が来ますけれども、なかなか寒いところです。このすぐ上流川には草津温泉ですとか浅間山があります。

先ほど話したように、八ツ場ダムの予定地というのは、群馬県の長野県との県境になります。すぐそばに、皆さん全国的に知られた観光地ですと軽井沢ですとか、嬬恋村ですとか、草津温泉があります。非常に緑豊かな自然林で覆われた、首都圏では数少なくなりました自然が残された地域でございますけれども、そこが今大変なダム問題で揺れているわけです。

八ツ場ダムが注目されるようにやっとなってきましたのは、実は、この八ツ場ダムの建

設事業費が全国断トツトップだということがあります。4,600億円なのですけれども、その4,600億円に加えまして、地域が反対したために、その地域対策としていろいろな関連事業がありまして、それらと合わせて、将来世代の借金でこのダムをつくるものですから、その起債の利息を含めると国民総負担額が8,800億円という金額にはね上がるのですね。その中国税が約4,600億円になります。

八ツ場ダムをつくる理由として国交省が挙げておられますのが、治水と利水です。都市用水の開発と利根川の治水ということになって、括弧して小さく発電とありますのは、昨年3度目の計画変更がありまして、そのとき発電という目的が加わったのですけれども、実はこれはちょっとからくりがありまして、このダムをつくるために下流川の発電所がかなり電力が減少してしまうのですね。実際につくる発電所によって補われる電力の量よりも失われる電力の量のほうが多いということで、これがこのダムをつくる目的というのはちょっとかなり無理があるなという感じです。

予定の工期は、1967年から2015年度という、それこそ40年以上の計画なのですけれども、実はこの八ツ場ダム事業というのは、さかのぼりまして1952年に始まった計画です。一たん構想が発表されまして、それが頓挫して、しばらくとまってしまうのですけれども、その原因がこの八ツ場ダムの予定地になります吾妻川の特異性です。こちらで見ていただくように、非常に茶褐色の余りきれいとは言えない川なのですけれども、その原因が上流にあります草津白根山から流れてくる温泉水、強度の酸性のお水になります。このために、ダムというのはコンクリートや鉄でつくるのですけれども、とても耐えられないだろうということで一たん中断してしまうのですね。

ところが、昭和40年ごろに、川の水のpH値を上げるために石灰ミルクを大量に投入して、今現在、60トン、毎日投入されているのですけれども、それを石灰ミルクにして投入する工場の事業がスタートして、それが成功したことによって、八ツ場ダム事業というのも一緒に復活するわけです。

復活した途端に、ここの水没予定地には300世帯以上の方々が住んでいらっしゃいましたので、猛反対が起こって、反対期成同盟というのが結成されます。全国でそのころダム闘争が行われていて、なかなか国にとっては厄介な問題だったのですけれども、中でも反対闘争が激しかったところを東の八ツ場、西の何々といって、西は幾つものダム闘争がありましたけれども、この八ツ場ダムというのが東日本では最大の闘争だったわけです。

長い期間の間にだんだんに住民の衰退が進んで、刀折れ矢尽きてダム計画を2001年に正式に受け入れて、補償交渉にのるということになったのですけれども、それよりはるかに前の1986年に、完成予定2000年度、ダムの建設事業費2,100億円という第1回の基本計画が告示されます。ところが、実際にダムの関連事業が始まりましてから、八ツ場ダムの迷走というのが始まるのですね。こちらに書いてあるように、事業費や、あるいは工期というのが次々に延ばされたり増額されたりというのを繰り返してきまして、昨年度、今現在のような計画になっているわけです。

山の中のダム事業なので、ほとんどの首都圏の方たちが知らなかったのですが、さすがにここまで来ますと、一体どうしてこんなにこのダム事業はおくれているし、お金も食うしなんだろうということで、2004年にまず1都5県を相手にして、こういうところにお金を払うのは気に入らないという方々が住民訴訟を始めます。

それから、2008年、昨年には、1都5県議員の会という各都県の議員さんたちのネットワークによって八ツ場ダムを考える、例えば目的の利水でしたらば、社会状況によって今完全に都市用水があり余っているという状況ですとか、治水でいきますと、先ほど宮本さんがお話しされましたように、利根川の治水計画も同じでございます、淀川と同じで、科学的な検証にたえないものであるというようなことが明らかになってきて、それは問題だということで、各都県議会で議論が始まっております。

この目的以外に八ツ場ダムで非常に大きな問題は、このダムの予定地が非常にもろい地質で覆われているということです。これが工期が延びる、あるいは事業費が増大するという原因です。はっきり申しまして、ダムの予定地の上流に、20キロ地点に我が国有数の活火山の浅間山があるということが大きな原因でございます。

今の現地の状況は、全水没予定の川原湯温泉というところの地域の再生ということが非常に問題になっていて、ことし本体着工の予定なのですが、実はまだ現地に100世帯以上の方が住んでいて、ところが、つけかえ国道などの関連事業は非常におくれています、国交省の計画ではできると言われている八ツ場ダムの最終2015年度というのはとても無理だろうと。ですから、問題解決を図る必要があるのですが、来る総選挙、あるいは都議選、千葉県知事選というのが非常に大きな焦点になってきます。

最後のところに私どもの活動の目的を載せていますので、後ほどトークセッションの中でお話し合いをさせていただければと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○司会 渡辺さんありがとうございました。

次は、熊本の川辺川ダムにつきまして、つる詳子さんお願いします。

○つる氏 皆さんこんにちは。熊本から来ましたつる詳子と申します。熊本では、きょうあすにでも桜が多分咲いているのではないかなというぐらいの時期、そして、うちの家ではもうショウブの花も満開に咲いているのですが、そこからきのう、ここ雪いっぱい札幌に来まして、ああ、雪だ、雪だと、見ただけでちょっと感激しているところがございます。

川辺川と申しますのは、熊本の日本三大急流球磨川、その支流に当たるところにある川なのです。私が住んでいるのは、その一番河口の球磨川が八代海に流れる不知火海に出るのです。八代海とあります。その河口の八代市というところに住んでいます。

この写真がダム建設予定地のすぐ下の川辺川です。こういう川です。位置としては、この赤い線が球磨川の位置です。これをちょっと大きくしてみますと、これが球磨川流域ですね。そして、河口のほうから堰があるわけですが、10キロぐらいから15キロぐ

らいのところに荒瀬ダム、瀬戸石ダム、そして人吉市を通り過ぎて、その上流に市房ダムという本流に大きな、これが市房ダムですね、この人吉を過ぎたところからずっと上って行って、ここに川辺川ダムができる予定だったサイトがあります。こういう川です。

昔のときからずっとさかのぼってきょうはお話ししたいと思いますますけれど、これがダムができる前の、ほんの前の球磨川で、日本三大急流にふさわしい川でした。大体流域には3,000人ぐらいの鮎の漁師さんがいましたので、その人たちが一夏でサラリーマンの1年分の稼ぎをして、今で言うなら1年間40億円にもなるような、鮎だけでですね、鮎をとって生活していたわけです。

そして、これも球磨川の中流域なのですけれど、こんなに近くに、こんなに家がぼろぼろになるまで洪水が来ても流されず水がつかうだけで、洪水という言葉はあっても水害という言葉はなかったのですね。そういう中でみんな暮らしてきました。

それは、みんな洪水とともに向き合って、家がつかるという前提でみんな暮らしていたのですね。結局、水の上がり方を見ると、テーブルなんかの上に畳とか家財道具をみんな乗せて、帰ってきたらさらさらした砂だけが残るので、それでそれを掃き出せば、1年に1回の大掃除になったと。砂もきれいな砂ですから、コンクリートの資材に使ったり、庭にまいたり、利用価値があったわけなのです。そして、何よりもみんなが楽しみにしていたのは、こうやって洪水の後に1年分のたんぱく源として、食料として鮎をとること、これが楽しみで、洪水は楽しみ、恵みはもたらしても被害は何ももたらさなかったのです。

そういうときに3つのダムが本流にできます。上から荒瀬、瀬戸石、市房ですね。このダムは、地域に洪水がなくなる、それから電気代もただになるよ、地域が潤う、そういうふうがいいことづくしで、だれも反対する人はもちろんいませんでした。

ところが、どうなったかといいますと、これも球磨川の割とうちのすぐ近く、上なのですけれど、こういうふうみんな2階建てで、2階まで被害が及ばないような家の建て方をして、つかっても大丈夫になっていたのですけれど、そのダム建設後、あつという間に、昔はゆっくり1階の床下浸水で済んでいたのが、そこ、すぐ上にダムがありますから、10分、20分の間にここまで水が来る、ダムが放水します。こういうような水害が起こるようになりました。

その後、こういったふう、それまではさらさらした砂だったのが、臭いヘドロのにおいがする堆積物が50センチも1メートルも積もるようになったのです。冷えたらコンクリートのよう固まりますので、重機を入れないととてもできない。そして、ここまで水が来たことがわかりますね。こういうことがいつもなかったのです。

だから、みんな2階建てですけれど、たまたまこの年だけこういう水害だったら話はわかるのですけれど、ダムができた後の水害がみんなこういうふう変わったのです。ですから、家の中もこういう感じで土砂が入ってくるようになりますので、家は建てかえれば済むというものではなくて、みんな壊して建てかえても、またこういう水害が来るわけな

のですね。

それで、今この地域では何メートルもかさ上げになっています。ここが一番の繁華街だったのですね。水害常習地でも、水につかっても暮らせる、そういう暮らしがあったわけです。

これは中流域で、今でも水害が毎年のように来ています。見えているこの流木なんかは押し寄せて、ふだんの川というのはこれよりもずっと下なのですけれど、あつという間にこういうふうにも2階に来るような水害、これは毎年遭っています。ここの人たちは、ここが安全だからといって明治時代におうちを建てたところなのですね。それがダム建設後、このように変わってきました。

そして、何よりも40年の川辺川ダムのきっかけになったのは、人吉の3年連続の水害だったのです。人吉の上には市房ダムがあります。市房ダムというのは、100年に一度想定外の水害に対応できるようにとつくったのですけれど、ダムができて30年間に10回、何と3年に一度、想定外の水害、それもダムで防ぎ切れない想定外の水害が起こるようになったわけなのです。

流域の人たちは、みんなダムの建設後の水害がすべて急激に上がって、大量の土砂を運んで、家も流す、そういうような水害に変わったということを知っていますので、ダムの怖さは知っていますので、川辺川ダムの計画が上がったときに、まずやっぱり水害の体験者が反対しました。

それと何よりも下流の、私が住んでいる下流の人たちは、不知火海にも3万人ぐらい漁師さんがいて、すごい足の踏み場もないぐらいの魚介類が干潟にあったわけですが、これで見てもらったらわかりますけれど、これは昭和52年の干潟です。ダム建設後の20年ですけれど、それでもすごく干潟が今、これは平成15年の、黄色いところが干潟ですけれど、すごく減少して、鮎は100分の1にも、1000分の1にもなったのです。きのうから鮎のすくい揚げが始まっていますけれど、昔は川を真っ黒に染めるぐらい揚がってきた、それが今、ぱらぱらです。そういうことによって、漁民の暮らしというのが崩壊されていくわけです。

これが、上から見たランドサットによるあれですけれど、球磨川から放水された川からの水がどれほどこの不知火海に影響を与えるかというのがすぐわかると思います。この上に赤潮が発生していくわけですね。

これが赤潮です。ひどいときには1年間に40億円の被害を出したことがあります。ただ、被害届を出すと、風評被害で魚がとれなくなるといって、みんな泣き寝入りしてしまうのですね。

川辺川ダムの建設の目的というのは、治水、利水、発電です。そして、反対運動が起こるわけですが、水害体験者はかえってダムがひどくなるので要らないと。それと受益農家が4,000軒ありました。そのうちの2,000軒以上が、水は足りている、要らない、負担金も納め切れないのに要らないということで裁判闘争をします。それと漁民の反

対がありました。それと、市民団体は環境の面から反対をします。

そういうことで、農家が起こした裁判に農水省は敗訴するわけなのですね。これで利水の目的は消えていきます。

発電は、ダムができることによって、この3つの発電所が使ってしまうので、差し引きしたら発電量というのはゼロなのですね。もともと発電の目的に入れるほうがおかしいのですけれど、農水の撤退を受けて発電事業も撤退することになります。

そして、本当に大変だったのは、この漁業補償案の否決。内水面の漁業者が反乱を起こしたというか、補償案を否決するという事は本当に全国に例がないのです。このことを受けて漁業権の強制収用という手続をとるわけなのですから、これも利水裁判の敗訴を受けて、収用委員長が目的の一つがなくなって収用するのはちょっとおかしいということで、取り下げなさいという勧告を国交省に出して、事業認定は取り下げになるのですね。

そして、住民側で、何よりやっぱり全国で川辺川の民主主義と言われるのはこのことをよく言われるのですけれど、住民が代替案を出したことによって、潮谷知事が、代替案があるならきちんとその説明をなささいというわけではないのですけれど、国交省と住民に相互の治水案を議論する場をつくってくれたのです。そのとき、これは2回目かな、一番最初は相良村の人口6,000人のところに3,000人集まりました。そういう住民討論集会在数年にわたって9回行われるのです。その中で、国交省の言う理屈がおかしいということがだんだんだんだん明らかになっていて、世論が高まる大きなきっかけに、これもその一つになります。

そして、その中で、さっき言いました森林の保水力が問題になるのですね。九州の山というのはとても植林が多くて、こういうようなひよろひよろのもやし林がとても多いのです。地面を見るとこういうふうには草も何も生えていない。だから、こういうような状況で、国交省は、降った雨はみんな地下に浸透するから、浸透能力は関係ないのだと言います。私たちは、ある程度こういうふうには下草が生えて樹幹が広がっていると浸透能力が増すから、混交林をふやすべきだ、じゃ、その実験をなささいと県の鎌倉部長のあれで実験をすることになって、大がかりな実験を、これも台風のシーズン、台風の後とかに国交省と住民側が何回も立ち会って森林の保水力の検証をする、こういった大変なこともやってきました。

川辺の問題というのは、全国に例がないことが、本当に初めてのとか、前例がないとか、そういうことがいっぱいありまして、国交省もこれでもかこれでもかというふうにいるいろいろなことをやってきたのですけれど、それぞれを乗り越ってきました。

川辺の運動の特徴というのは、こういった赤で書いてある市民運動の団体がそれぞれにあります。それと漁業者とか農業者、それを支える弁護士の先生たちのグループ、それといろいろな研究者のグループ、この人たち、それとか自然で遊んでいる人たちとか、そういう人たちの多くの連携で成り立っているわけです。

だから、すごくうまく連携がとれているかというのと、みんな嫌いなことはしませんの

で、好きなときに好きなことをやっています。嫌いな相手とは組まなくてもだれかと組んでいます。それで絶対つぶれませんので、嫌なことはしない人たちの集まりですので、これが長続きしてきたコツかなと思っています。

そして、こういうふうには農家と農民の反乱、漁民の反乱、それと市民による代替案の提示、これがずっと世論を高めていって、ダムができる相良村が反対を言って、一番の水害の受益者である人吉市の市長がダムは要らないということを表明して、蒲島さんが公約で、そのときは言わなかったのです、半年後に表明しますということで蒲島知事は当選したのですけれど、有識者会議というのをつくって、そこで国交省の人間とか入れずに研究者、蒲島さんが一人で選んだ有識者なのですけれど、そこの中で、ダムは妥当であるけれど、別の選択肢もまた考えられる、考えてもいいのではないかみたいな答申を出しまして、蒲島さんが、やっぱり球磨川住民の地域の財産を住民が球磨川ととらえるなら、その地域の価値観を大事にするべきだとすごくいいあれを出してくれまして、ダムの白紙撤回というか、白紙撤回すべきだという表明もしました。

そのことによって、今、ダムによらない治水を考える場というのが国交省と県と市町村の間できて、今、1回会議が開かれています。ところが、これで、だから国交省がダムやめましたと言っているわけではありませんので、私たちはまだ油断はしていません。だけれど、遠い道のり、やっぱりここまで運動、世論が許さないところまでは来ているかな、だけれど、油断をせずに、国交省がダム中止と言うまで粘り強く運動していきたいなと考えています。

まだ球磨川の流域には、球磨川というか、これは川辺川です。これが大体中流域ですけれど、豊かな自然資源、観光資源が残っています。これをぜひ元に戻して、また第1次産業がやっぱり地域の、ここの流域の経済基盤ですから、これを何とか元のように復活させるまで頑張っていきたいなと思っています。

今までダムの弊害は、やっぱり地域の分断なのですね。もちろん自然の恵み、経済基盤である第1次産業を全くだめにします。それよりも何よりも人の心と文化、それを分断すること、これを取り戻すことがいかに難しいかを今本当に痛切に感じています。

都市に物、食料が集まってくるのは地域に豊かな自然があるからこそだということを、都市にいる皆さんは考えていただいて、全体のダム計画、国のダムはどうあるべきかというのを考えていただけたらと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 つるさんありがとうございました。

現地報告最後は、北海道のサンルダム、平取ダムについて、北大大学院教授の小野有五さんです。

○小野氏 今、川辺川からの大変重要な御報告ありましたけれども、北海道は、御存じのように、私のほうは「ムダなダムワースト3」というタイトルをつけましたけれども、天塩川水系のサンルダム、それから沙流川水系の平取ダム、そして、石狩川水系の当別ダム

という3つのダム計画があって、これは本当に日本全国から見てもワースト3ではないかというふうに思うぐらいのダムです。

これはサンル川ですけれども、見ていただいたらおわかりのように、天塩川という北海道で2番目に長い川の支流の名寄川、そのさらにまた支流のサンル川ですから、支流の支流なのです。しかも、この山の中ですから、本当に川幅がたった30メートルぐらいの小さな川です。そこに300メートルという幅の、高さ50メートル近い大きなダムをつくらうとしていること自体が本当に無駄だというふうに思っただけなのではないかと思えます。

今のサンル川はこれです。天塩川の支流の名寄川、そのまた支流の、本当にここにつくられます。これが平取ダムをつくらうとしている沙流川、それから当別ダムをつくらうとしている当別川、当別川は一番札幌に近いところでもあります。

サンル川のお話を最初にいたしますけれども、今お話ししましたように、北海道で2番目に長い、この天塩川という大きな川があります。その支流の名寄川のさらに本当に支流、ですから、普通はダムというのは治水に効果があると言いますが、それはあくまでもダムの上流に降った雨をとりあえずためておくというだけの話ですね。ですから、これが天塩川全体の流域の面積のたった3%しかないわけですから、3%のところ降った雨はとりあえずためることができるというだけの話で、そもそも全体の治水には非常に効果が薄いダムだということは、科学的に最初からもう明らかなわけです。

これがサンルダムをつくれようとしている現場ですけれども、もう既に全部の土地買収が終わっております。ですから、私たちはここに、ここはまさに天然の遊水池なのです。ですから、ここも遊水させて、先ほどの宮本さんのお話にあったように、少しずつ水をこぼして行って、そのほうがはるかに有効でしょうという代替案を出しているわけです。

これが今、天塩川の本流にある岩尾内ダムというダムです。これは天塩川の本流ですから、はるかに河川規模が大きいわけですね。ところが、サンルダムとほとんど規模が変わらないわけです。高さが約50メートルで幅が300メートル、ですから、本流につくるダムとさっきのようなちっちゃい川につくるダムの規模が同じだという、これ自体が本当にそもそもおかしいでしょうということなわけです。

そして、それによって失われるものはたくさんありますけれども、やはり最大のものはサクラマスですね。天然のサクラマスが日本海から200キロ以上川を上ってきて、ここで産卵する、そういうふうな場所は今本当にこのサンル川を除くとほとんどなくなってきています。そういう北海道にとって一番の財産になるような水産資源でもあり、天然の資源でもあるわけですから、そういう川をつぶしてしまっているのだからかということですね。

そしてまた、このサクラマスによって生きている、こういうふうなカワシンジュガイというふうな貝もいます。これも昔はドブガイとかカラスガイとか言われて、ほとんど相手

にされていなかったみたいですが、今やこういう貝がやはり絶滅危惧種になってきているわけですね。ですから、そういう川の生態系全体がやはり壊されてしまうということです。

サンルダムができたかどうかという想像図ですが、ここに今の高さ50メートル近いダムができる、そして、魚道をつくるともちろん言っているわけですが、魚道の高さが25メートルぐらいですね。上れる魚は激減します。そして、またここに大きなダム湖ができてしまいますので、うまくこの川を上ったとしても、今度は下ってくるときに、魚というのは、溪流の魚はあくまで流れがあって生きていますから、こういう流れのないダム湖ができてしまうと海に向かって下っていけないという、こういう大きな問題が起きます。

これは、例えばダムがない状態で川にサクラマスがどうやって生きていたかということをお考えすると、海から親の魚が上ってまいります。そして、上流で産卵をします。産卵したら、そこで赤ちゃんがかえりますね。それがまた海に向かっておりていくと。海に向かっておりていくときに、サクラマスの場合には、ちょっと2種類の魚が書いてあると思いますけれども、海におりていくのがサクラマスで、そのまま川に残っているのがヤマベとかヤマメと呼んでいる魚です。だから、非常に同じ種類なのだけれど、海に下ってしまうものとずっと川で生活するものがあるというのがサクラマスの大きな特徴なのです。海に下ったものはまた上ってくると。ですから、要するに、この川が壊されると、まず、そのヤマベとかヤマメの生活が非常に破壊されるということです。

ダムができるとどうなるかということですが、こういうダムができますね。そうしますと、当然、海から上ってきた魚がそこで上れなくなると。魚道をつけると多少は上るでしょう。ところが、ここにダム湖ができてしまいます。ですから、当然そこで産卵していたものは産卵できなくなる。だから、それより上流の産卵場所はかろうじて残ることですね。そこで赤ちゃんがかえります。かえったものがまた海へ戻っていくわけですね。一部は海まで戻れますけれども、このダム湖によってやはり戻れなくなるものがたくさん出るということです。

ですから、3つの障害が起きることですね。その影響が一体どれぐらいあるのだろうかということをお考えしてみたいと思います。つまり、常にこの3つの障害を考えないと生き物への影響がわからないということです。

最初にまず、魚道をつくることで80%が上れたとしますね。20%は上れません。100%上れる魚道なんてありませんから、80%上ればいいかもしれないということです。そして、ダム湖ができるのですけれども、これで20%ぐらいは産卵場所がなくなるけれども、残りは上流で産卵できますから、80%産卵できる、これならいいじゃないかと考える人もいます。そして、赤ちゃんがかえって、それが海に戻っていくわけですが、これもダム湖で20%ぐらい例えばとまってしまうと。だけれど、80%下っていけばいいのではないかと。これ、人間でいえば100点満点で80点というの

は、これは合格点ですよ。ですから、それぞれ80点ぐらいとれば、これで十分ではないですかというね、先日もサンルダムにこの魚道をつくるということで、魚類の専門家会議というのがありました。その結論はそういうことですね。多少問題はあっても、それぞれ80点ぐらいとれば、これで十分対策としてはいいのではないかというわけです。

ところが、よく考えなければいけないのは、これは海から上ってきた8割が何とか上れる、その8割のものがそのまた80%がやっとな卵が産めるということですね。卵を産んだものがまた今度は、その80%が海に下っていけるということですから、最終的にヤマメ、サクラマスに対する影響はどうかというと、0.8の3乗ということですね。80%の80%、そのまた80%がやっともとどおり海から上ってきて、また海に下れるということです。ですから、これは簡単な計算で0.8の3乗ですから、0.51です。つまり、これは51%、ほとんど半分になってしまうということです。しかも、これが1年目に起きることですよ。たった1年で半分に減ってしまう。今度は次の年はどうかというと、半分に減ったものがまた上ってきて、またその半分。ということは、それが何年か続けば、ほとんど限りなくゼロに近づいてしまうということですね。現実には、そういうことが沙流川の二風谷ダムとかでは起きているわけです。

こういうことをやはり開発局は全然聞こうとしないわけですね。何とか上れるのだからいいだろう、さっきの一つ一つが8割上ればいいだろうみたいな議論でごまかしてしまう、ここが生物に対する問題としては一番大きいと思います。

ですから、そういうふうな本当にダムというものがつくる前とつくった後で魚に対して大丈夫なのかという、これは二風谷ではほとんど上っていないということがありますし、それから、今、開発局が非常に自慢している美利河ダムというのがありますけれども、そこはまだ、まだ実験中なのですよ。ですから、少なくとも私たちはその実験の結果がわかってから、本当にそれが有効だということが科学的に証明されたら、そこで初めてサンルダムの魚道も考えてみましょうというのが、これは科学者としては当然のことなわけですけれども、開発局が集めている科学者はそうは言わないということですね。そこに大きな問題があります。

先ほど、宮本さんから治水についての詳しいお話がありました。これも、サンル川がここにあって、ここにサンルダムができます。その下がすぐ名寄川という川がありますね。それが合流して天塩川になるのですけれども、天塩川に対する影響はほとんど効果はないということがもう私たちのあれで証明されてしまいました。そうすると、最後は名寄川の治水に効果があるのだというふうなことを開発局は盛んに言うわけです。言うわけなのですけれども、もちろんダムの直下ですから、効果がなければおかしいわけですが、では、その効果とは一体どれぐらいのものかということですね。

ここ真勲別観測所という、これが名寄川の治水の基準点みたいなところがあります。それから、例えば途中に名寄の観測所みたいなところがありますけれども、そういうところの断面を見ていただきますと、先ほど宮本さんから幾つかこういう断面図が出てきたと思

います。横断面ですね。上流から見たところですよ。ここは何と、こちら側には堤防があるのですけれど、こっち側は全然堤防がありません。いきなり農地があって、これは当然大水が出ればはらんします。こういう場所が何カ所もあるわけですね。ですから、私たちは当然、まずこういうところを、こちら側の右岸側の堤防をちゃんと整備すれば、この農地は安全になるでしょうと言うわけですが、先ほど宮本さんのお話にもあったように、堤防を整備してしまうとダムをつくるという根拠がなくなってしまうので、全然これは工事をしてくれないという、まさに行政の不作為ということです。

では、そこで、もし堤防をつくったら、当然ここは安全になるわけですが、彼らは何と言うかという、サンルダムがないと水位がここまで来てしまいます。高さで言うと119.8メートルまで来てしまいます。サンルダムをつくと、それが119.19メートルまで下がりますと、ですからサンルダムは治水効果があるのですというわけですね。差を引いたらたった60センチぐらいしかないわけですね。しかも、これがこのダムの上よりも、先ほどの宮本さんの御説明にありましたように、はるかにまだ下になって、これでダムが壊れてしまうというようなことはないわけです。

一番の名寄川の基準点で見えますと、これも今黒く塗りつぶしてありますけれど、この黒い線の上がサンルダムがなかったときの水位、今後の大きな洪水があったときの水位ですね。サンルダムがあるとそれがここまで下げられるというわけなのですけれども、では、サンルダムがなかったら、この堤防が壊れてしまうのかという話ですよ。そうしましたら、この堤防のてっぺんまでまだ2.1メートルも余裕があります。これは余裕高といいますけれども、これは先ほどの宮本さんのお話でよくわかったと思いますけれども、十分これだけ余裕があるのですから、これが壊れるおそれはほとんどないということです。それなのにそういうことを国は言うわけです。

そして、さらに計画高水位という、先ほど宮本さんのお話に出てきたものがありますけれども、要するに今の河川管理者は、これを1センチでも超えたら絶対にそれはだめだということなのです。サンルダムをつくらないとこれをちょっと数センチ超えます。サンルダムをつくとこれよりもちょっと下がると。ちゃんと計画高水位の下におさまるから、だからサンルダムが必要なのだというふうな議論を展開しているわけです。しかも、先ほどの宮本さんのお話でおわかりのように、これを数センチ超えたからといって、その堤防が非常に危険になるということはほとんどないわけですね。堤防の強化をしておけば十分だというわけです。

そして、もう一つは基本高水流量というのがありますけれども、これは石狩川のとくに既に何度もお話しましたが、洪水のときに一体どれだけ水が出るかというのを過去の実績で見ると、石狩川流域で一番多く降ったのが3日間で282ミリという雨です。これが大体200年に一度ぐらいの大雨というふうに言われています。それより2番目ですと175ミリで7,000立方メートルぐらい出ている。石狩川は、先ほどちょっとお話したように150年に1回の洪水で対策しているわけですが、では、そのとき

に一体どれだけの水が出るかという。それは大体260ミリなのですね。ですから、260ミリというのは282ミリより低いですから、大体1万2,000よりちょっと低いぐらいの流量が出るだろうというふうに普通は考えるのですけれども、国の考え方はそうではないと。260ミリ降ったら1万8,000立方メートル出るといふ、これより少ない雨でこんなにたくさん水が石狩川には出てしまうのだというのが国の結論なわけです。そして、これが絶対的な数字だから、だから放水路をつくらないと大変なことになるといふ、そういう説明の仕方をずっとしてきたわけです。

では、サンルダムの場合はいかがかといいますと、今までの史上最大が3日間で233ミリ降りました。そして出た水が4,400立方メートルですね。今度計画すると3日間で224ミリ、これよりやはり少ないのですね、少ない雨で今度は6,400立方メートル出るといふ、そういう数字です。

当別ダムの場合は、やはり3日間で270ミリしか降っていないのですけれども、そして720立方メートルの水が出ているのですけれども、今後の予測では3日間で230ミリ、やっぱりこれより少ない雨が降って、出る量は何と1,350立方メートル、ほとんど倍ぐらいの水が出ますよ、だから当別ダムが必要なのですよという言い方をしています。ですから、本当にこれはおかしいわけですね。

そして、ダムの問題は、やはり想定以上の水が出たときにどんなに怖いかということですね。これは二風谷ダムがもう実証してくれました。このときは、3日間で334ミリという今まで北海道に降ったことのないような大雨が降りました。これも明らかに地球温暖化の影響が出ていると思いますね。

そういうふうな雨でどういうことが起きたか。これは北海道にいらっしゃる皆さんは御存じだと思いますけれども、要するに想定した以上の泥水と、もちろん流量もそうですけれども、泥水とこの流木ですね、これが来て、ダムのゲートをほとんどふさいでしまったという状況ですね。ですから、このときに物すごい、こういうふうなダムを監視しているボートが流されたり、大量の流木でゲートが全部詰まってしまうというふうなことが起きて、このときは二風谷ダムそのものが決壊寸前になっていたわけです。住民が避難命令で夜中に避難させられたわけですね。

ですから、先ほど宮本さんも何度もおっしゃったように、ダムというのは、技術者が計画した中では確かにある程度の効果は発揮するけれども、それを越えた雨が降ったり、それから想定外のこういう土砂や何か cameたら、もうそれはかえって危険になる、ダムそのものが危険をつくり出すということです。

このときどんなことが起きたかということですね。ふだんならこういうふうにきれいな水だけが流れてきて、ここから出ていくというのが普通ですけれども、このときは物すごい濁った水と大量の流木が出てしまったわけですね。そういうものがどんと来てしまったと。ですから、今、川辺川の例でも話されましたし、天竜川のダムでもそうですけれども、大量の土砂がそこにたまってしまったというわけですね。

その上流にさらに平取ダムというのをつくろうとしているわけですが、これはアイヌの聖地であるチノミシリという、私たちが拝む山という、それそのものを壊すという、そういう場所につくられようとしています。さらにこれは二風谷ダムより上流ですから、さらにそういう流木とか土砂の危険が大きいということです。

これは昨年、先住民族サミットというのをやりまして、そのときこの現場に行きましたけれども、これはニュージーランドの先住民族のマオリの人たちが「END」という、こういうふうな紙を出して、こんなものをつくったらもう終わりですよということを強く訴えてくれました。

後ろの売店で、去年の先住民族サミットの報告集ですとか、サンルダムの資料集ですとか、私が書きました「自然のメッセージを聴く」という本にもサンルダムの問題点がありますので、休憩時間に見ていただければと思いますけれども、とにかく今、本当にこのワースト3をつくってしまうと、これからの21世紀の北海道というのは、本当にやっぱりさっき宮本さんが言われた、後戻りしてしまうという、今私たちが本当に重要な転換点に立っているのだということをぜひ考えていただいて、何とかこの3つのダムをとめていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 小野さんありがとうございました。

ここで、10分間の休憩に入ります。

5. パネルディスカッション

コーディネーター	弁護士会会員	難波徹基氏
パネリスト	元国土交通省防災課長・ 前淀川水系流域委員会委員長	宮本博司氏
	北大大学院地球環境科学研究院教授	小野有五氏
	環境カウンセラー	つる詳子氏
	八ツ場あしたの会事務局長	渡辺洋子氏
	ジャーナリスト	まさのあつこ氏

○まさの氏 浅水弁護士のほうから、この3点についてちょっと話を最初に入れてくれるということで、まず1点目、軽くいきたいと思うのですが、ダム問題に関心を持った経緯ということなのですけれども、私ちょっと年がばれますが、70年代に子供時代を過ごしまして、多摩川がまだ公害で泡だらけだったころで、川のイメージというとそんなものだったのですけれども、それが実は違って、川というのは透明だったのだというふうにわかったのが93年から94年にかけて、中南米を放浪する機会がありまして、例えばこちら側に小さい子供が写っていますが、歯を磨いていたり、あと遊んでいたりとかということで、川が生活に密着しているそのものだというところに川伝い、山伝いに旅をしながら気づきまして、何とかそのもらった恵みというのを日本に還元したいというふうに考えて、戻ってきたところにたまたま出会ったのが、徳島県で細川内ダムという、当時あった計画に反対をしている村との出会いだったのですけれども、自分たちの川を守りたいということで活動されている村だったので、それを応援しようということで最初にかかわりを持ったのが始めです。

その細川内ダムというのは、2000年に最終的に中止になったのですけれども、そこで学んだこととして、自分の住んでいる基礎自治体に自分の意見を反映させるということが非常に重要だということ。あるいは、首長が中心あるいは先頭に立って、メディア、それから国会議員、国交省に対して働きをきっちりやっていくと。横のつながりで、同じ問題を持った人々同士で情報を交換し合っていくこと。あるいは専門家の力をどんどん借りる、ここの場合はダム建設措置条例というのを井口博弁護士という弁護士さんの力を借りてつくったということが一つ大きかったということ。それから、ダムに頼らない、要するに土建業で雇用を確保していくというような構図がありますので、そうではない地域振興策というのを自分たちでつくっていくというようなこと。それから、根拠があって推進をしていくという構えを持っていますので、それに対してきっちり根拠のある反対をしていくということで、ここの場合はダムが中止になったと。

中止になっても、ここの村はその後引き続き市町村合併などもありますので、モニュメントとして、一元村議さんがダム建設反対運動資料館というのをきっちりつくって、油

断をいまだにしていないという、このしつこさで買っている村ですね。

私自身は、97年まで激しくここにかかわってまして、その後いろいろやって、2004年直前にちょっと社会から一回退いたのですけれども、2004年に渡辺洋子さんあたりから八ツ場ダムのこと発信してくれみたいなことがありまして、もう一回ダム問題に引き戻されてきまして、そのころまでに、大体ダムが97年以降とまるようになってきてまして、ダム予算が40%ぐらい減るようなことになってきてまして、田中知事が長野県で誕生したということもあって、2004年にロビー活動とかジャーナリストとしての売り込みというのを始めたときに、いや、もうダム問題は終わっていますよというようなことを言われてしまっていて、それで地道にマイナーな雑誌で情報発信をまた始めたのですけれども、ごらんのようにこれだけのダム反対運動がいまだにあるというふうになってきています。

問題点として、行政の問題、全国すべて取材しているわけではないのですけれども、共通している問題というのが見えてきてまして、それは97年に河川法が改正されて、目的に環境保全ということが加わって、住民意見の反映ということが目玉として入ったわけなのですけれども、実際には100年の計画ですということで河川整備基本方針というのを定め、その後で流域委員会などによって、住民参加ですという形をつくって整備計画をつくるということになったのですけれども、実際2番目に、2段階目でやるところで住民参加ができたとしても、既に1番目の段階のところダム事業が進められるということが決定されるので、全く意味のない住民参加の形になっているということが本当に実際の結果として見えてきていると。

そこで、大活躍をしているのが、御用学者、天下り、渡りということなのですが、これは一つの例で、愛媛大学の工学部長をやっている方が、これは愛媛県で国直轄で進めている山鳥坂ダムというダムがありますけれども、一人の学者が1番、2番という場に出ていって、さらに行政評価法という法律に基づいて事業評価を、事業を見直すという手続もやっているのですけれども、その3番目の場にも顔を出し、さらに環境影響評価法に基づいて環境検討委員会というようなものが設定されているのですけれども、そこにもさらに顔を出すということで、ダムを推進する側も、チェックする側も、環境影響評価を見る側にも、すべて顔を出して御用をいたしておるといような学者が目立つようになってきています。

あるいは、これもやはり山鳥坂のケースなのですけれども、現役で渡りをする方もいて、国土交通省の職員として山鳥坂ダム工事事務所所長を務めた後、今度は愛媛県の土木部長として出向し、そうかと思うとすぐその後に、先日、大洲市長という、その山鳥坂ダムができる御当地なのですけれども、その市長選がありまして、その市長がこの方を副市長として抜擢したということで、次は恐らく4年後に、この方が市長選に出るのではないかということを私たちはちょっと陰でこそこそ言っています。

こういった形で、御用学者、天下り、渡りの大活躍の場になっているのが今の河川行政

です。

ちなみに、この河川整備基本方針という100年の計画を各川でつくるのですけれども、国の1級河川、109水系ありますけれども、その109水系のほとんどをつくったときの河川分科会の小委員会ですね、その委員長というのは、河川局長時代に長良川河口堰を推進し、すぐその後に、その長良川河口堰の事業者である水資源開発公団の総裁として天下り、さらに水資源協会という公益法人に天下って、渡りの立場でこの109水系のほとんどの川の方針をつくったのですね。しかも、その公益法人というのは、八ツ場ダム事業などの事業を受注しているという、ずぶずぶの関係で河川行政の大もとがつくられていると。

例えば、そういった問題があったときに司法のチェックというのが本当は最初に、菅澤弁護士のほうからお話がありましたように、本来であれば司法がチェックできるというのが三権分立の国、民主主義の国のはずなのですけれども、例えば住民訴訟をやっているけれども、国は被告にできない、あるいは事業はどんどん司法がチェックしている間にも進んでしまう、あるいは、絶滅危惧種がいるのに、種の保存法もアセス法もあるのに、それを盾には訴訟ができない、あるいは必要性や公共性が乏しくても、地権者であっても、土地収用法という土地をも取り上げられますよという手続が進んでいかないと訴訟はできないとかということで、こういった緑色の字のところのダム事業では、そういったむなし闘いをしています。取り消し訴訟というふうにやっても、やはり執行が停止されないのでチェックができない。

また、自治の問題もありますけれども、地方自治法もこれも問題でして、例えば住民投票条例というのを、直接請求を、有権者の50分の1の署名も集めて、これも大変な作業であるにもかかわらず、それを提出しても議会が否決してしまえば、そこで否決されて終わってしまう。あるいは住民投票、成功しても、それが意見が反映されていかない、知事が政治決断してやめると言ってもやめられない、議会が決議しても、例えばダム撤去というのは熊本県で決議されましたけれども、それが全うされないというような、要するによく見てみると、最終的に河川法が前に進むということは想定して法律がつくられているのですけれども、後戻りするための手続が全くつくられていないがために、河川法を理由にとめられないといったことになっているというような問題があります。

今言ったような一連の法律が絡み合って、一気にいろいろな法律を改正しなくてはいけないのですけれども、実は国会というのは、私、4年間、国会の中で政策秘書をやっていたから非常によくわかるのですけれども、非常に縦割りです。国土交通委員会というところは国土交通省の所管の法律を改正することはできるけれども、法務委員会にかかるところはまた別ということですね。一挙にいろいろな問題が解決するということができるだけの人材であるとかというのがないという状況になっています。

もう1つ、最後の3点目で、ダムの利権構造についてちょっと話をしてほしいと言われたのですけれども、その利権構造があるということは皆さんはもう御存じのとおりだと思

うのですけれども、それを報じ切れない報道側、マスメディアの問題というのもあります。

例えば、1月18日に八ツ場ダムというところから選出されている小淵優子大臣が視察に行ったのですけれども、私は、結局、中吊り広告に出るような記事は書いたのですけれども、そこからカットされてしまった部分があるのですね。そのカットされた部分をちょっと持ってきたのですけれども、それは何かというと、真ん中に小淵大臣がいます。①の方は八ツ場ダム工事事務所所長です。②の方は、群馬県の県土整備部長なのですけれども、出向している国交官僚なのです。要するに、大臣は、本来は国民の立場でチェックしていかないといけないのですけれども、一方的にダムをつくりたいという側の視点で説明を受けてしまうということなのです。

もう1つ、その視察のすぐ後に、この小淵大臣を迎えて八ツ場ダム意見交換会というのを、住民300人ぐらいを講堂に集めて行ったのですけれども、ずらっと関係者が前に並んで、その前におとなしい町の人たちが座るのですけれども、写真を見て後でずっと見てみると、まず①番、②番、③番さんというのは国土交通省の方々です。ちなみに③番は、つるさんはよくわかると思うのですけれども、川辺川ダム工事事務所で大活躍をして推進をしていた方なのです。今度はこんなところにあらわれて、今度は国土交通省関東地方整備局河川部長という立場で八ツ場ダムをつくるという形になっています。⑤番が小淵優子さんで、④番、⑥番が地元の町長さんと議会の長さん、それから⑦番、⑧番という2人が県議さんなのですけれども、この⑦番の方は、県議でありながら、八ツ場ダムの関連工事を受注している企業の実質社長、オーナーなのです。元社長で、現在はその夫人が社長をされている。しかも、この県議さんは、自民党の群馬県連の幹事長でもあり、かつ、また小淵優子さんが出ていらっしゃる群馬5区の吾妻郡の支部長であるということで、見た感じ、意見交換会というより、むしろ政官業癒着大会だったわけです。

ところが、これはすごい私にとっては特ダネだと思って書いたのですけれども、カットされたのです。カットされた理由というのは、結局、この辺の人々は、要するに小淵さんを除くと小者なわけです。こんなどこの馬の骨ともわからないということでカットされてしまうのですけれども、これこそが日常的な小さな利権構図の1こまであって、こういうのがすべて日本じゅうはびこっているからこそ、なかなか絡み合って、利権のチェーンというのが切れない。こういうのをこまめに本当は報道していくべきではないかなんていうふうに私は思うのですけれども、なかなか全容を伝える実力がまだないという自分のぼやきと嘆きなのですけれども。

また一方で、よく聞くのは、地方紙が取り上げてくれないから書いてくれませんかというのはよくメールとかお電話でいただくのですけれども、なかなか売れないジャーナリストとして全部にこたえ切れないということで、本当に新聞記者の方に頑張ってもらいたいと常日ごろ思っているということで、とりあえず、以上です。（拍手）

○難波氏 まさのさん、ありがとうございました。司法の限界という部分は我々も何とか

しなければいけないところなのですけれども、きょうは若手の弁護士も来ていますので、そういう専門家の役割というところについても、またコメントをいただければと思います。

では、ディスカッションを始めたいと思いますので、各パネルの方は御登壇お願いします。

それでは、これからパネルディスカッションを始めさせていただきます。

私、コーディネーターを務めます札幌弁護士会会員の難波徹基です。よろしく申し上げます。

これから、今、5名のパネルの方からさらにお話を伺いまして、皆様に情報発信をするということを目的としてディスカッションを始めたいと思います。

こちらでいろいろ聞きたいなと思ったことは事前に準備していたのですけれども、先ほどの講演なりでほとんど出てしましまして、さて、どうしたものかなと思っているのですけれども、まだ先ほど短い時間の中でしゃべり足りなかったということがたくさんあったかと思っておりますので、このディスカッションの中で思う存分皆さんに発言していただければと思います。5名の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

テーマとしては、基調講演、あるいは報告の中で出てきた問題点、疑問点というところについてさらに聞いていこうと思っております。前半では、ダム計画の目的自体に合理性があるのだろうか、ダムは限界があるのではないか、弊害も大きいのではないか、他に選択する手段があるのではないか、他に選択する手段があるとするれば、どういう基準で何を選べばいいのだろうかといったようなところについてお話を伺っていききたいと思います。

まず、ダム計画で掲げられている目的の合理性というものなのですけれども、先ほど基調講演あるいは報告でいろいろと出てきました。基本高水の定め方ですとか、そういうものについてなのですけれども、そこについては個別の川によって事情も違うでしょうし、そこについて疑問が多く呈されているということを確認して、ここでは議論しないで進めたいと思いますが、さまざま、まさのさんにお聞きしたいのですけれども、いろいろ全国の川などを見ておられると思うのですが、やはり合理性というところについて疑問が多いところがあるのでしょうか。

○まさの氏 そうですね、何か具体例でいいですか。例えば愛知県に設楽ダムというダムがありまして、そこはまさに先ほど地球温暖化がという話がありましたが、地球温暖化が理由で小雨化だということで、一つ進んでいるダムなのですが、ちょっとその例を言いたいと思うのですけれども、設楽ダムは、水道が足りませんということで、愛知県は約4トンの水を今持っているにもかかわらず、2015年に3トンの水が欲しいと言っているのですね。え？って思いますよね。4トンあって3トン欲しいと言っているのですね。1トン余っているじゃないですかという話なのですけれども、小雨化によって実は開発した4トンの水のうちの6割の実力しかないのです、たまらないのですと言って、差し引き、そ

れを計算すると2.6トンになるのですね。なので、あとちょっと足りませんということで、やっています。

ところが、住民の方がよくよく気象データを調べてみると、年間降水量のグラフがこんな感じで、例えばそれを小学生に見せて、この折れ線グラフの平均の棒を引きなさいといたら、だれだって真横に引くのですよ。小雨化傾向なんて、それはないのですね。ところが、愛知県が引くと、なぜかそれが62%にこうやって傾いているという合理性のなさで進められているというようなのが一つにはありますので、どこでもそういった構図があるのではないかと思います。

○難波氏 ありがとうございます。そこについて、宮本さんから先ほどお話もありましたけれども、なかなか説明がうまくつけられないけれども進んでしまうというところがあるのは、国交省なり進める立場としては、その辺、どこまで厳密にやっているのかなというのは疑問に思うのですが、そういうことを感じるということのはございましたでしょうか。

○宮本氏 よくダムの話とか、洪水対策の話というのは、非常に難しいと、一般の住民の人からすると非常に難しいと言われるのですが、そんなことないのですよ。さっきも言いましたけれども、例えば洪水対策というのは、住民の命、我々の命を守るかどうかの話ですよ。物すごく簡単なことなのですよ、実は。ところが、それをわかりにくくわかりにくく説明しているのですね、これ。そのわかりにくい説明をしておきながら、住民に理解が得られないということをよく言うのですよね。

私は、本当に必要な事業の計画というか、必要性であれば、例えば5分ぽつぽつしゃべれば、あ、なるほどと皆さんが思うようなことなのですよ、本当は。それを、我々流域委員会で何十時間聞いたけれども、よくわからなかった。何十時間聞いてよくわからないというのは、説明の仕方がまずいのではなしに、計画の中身がおかしいのですよ。私は基本的にそう思います。

だから、今まで国交省がやってきたいろいろなダムの計画にしても、なるほどなというのは当然あると思いますよ。しかし、どうも我々が、例えば淀川で今議論してきたものは、もう本当に何遍聞いてもわからないし、聞けば聞くほどわからなくなっていくし、出てくる資料がどんどんどん不整合というか、つじつまが合っていない資料が出てくる。本当にね、もう何か情けないのですね、私も実は自分がそこにいた役所なのですけれどね。そこまでもう、情けないことになっているのかというぐらいの気がするのですよね。

ところが、本当に合理的な説明ができていない。できていないのだけれども、それを何かうだうだうだごまかしたりなんか、逃げたりしながら時間をつくって行って、最後は、言ったら、見切り発車というか、そこで議論を打ち切って進みますという、そういうパターンが実は多いものですから、そこが私、実は本当に今までは役所側におりましたからね、そんな気もしていなかったのだけれども、住民のほうに立って、国交省とやり合っ

てみると、本当にこれ、大変だなと思いましたね。ここにおられる皆さん方の御苦勞がしみじみ今は実感としてわかります。

ですから、基本的に私は、ダムの問題にしても、いろいろな洪水対策にしても、恐らく、ずっと聞いてなるほどなど、わかった上で、あといろいろな数字で、言ったら裏づけというか、それは当然いるのだけれども、数字でしか説明できないというふうな計画というのは、そもそも計画として中身的にはおかしいと私は思います。

○難波氏 ありがとうございます。そこまで言っていただくと、その先の議論も要らなくなってしまうのですけれども、ぜひ、きょう、北海道の皆様は、サンルなり平取なり、開発局のホームページなどを見て、5分でそれが理解できるかということをちょっと皆さんで試していただければと思います。

合理性ということについてはそれぐらいにしておきまして、では、ダムを治水として効用があるとしても、それは限界があるのではないかということについてなのですから、これも先ほど宮本さんの講演の中でも限界があるのだということにははっきりとお聞きしました。ただ、一般的にいきますと、ダムができるとこれで防げるのではないかというイメージを我々は持っていたのですけれども、ダムに限界あるということは、素人と専門家と分けたらおかしいのですけれども、専門家の中ではもう常識になっていることと聞いていいのでしょうか。

○宮本氏 これはダムに限らず、何でもあるでしょう。そんなもの、限界のないものなんてあり得ないのですよね。ただ、ダムはあれだけの大きなものをつくるわけですよね。例えば何百億、何千億か金かけて。効果がないわけは当然ないわけですよ。水ためるのですからね。ですけれども、その効果には当然限界がある。その限界があって、あれだけのコストをかけて、そして、言ったら自然破壊して、地域社会がある程度物すごく犠牲払うわけですね。それだけの犠牲を払ってまでの、そのダムの限界がある効果として必要かどうかと、その議論をきちっとすればいいのですよ。

ですから、今おっしゃったみたいに、ダムに限界があるかなんていうのは、そんなものは当然限界があるのはわかっている話であって、それは逆に言うと、さっきの堤防をつくることだって限界があるし、川底を掘ることだって限界がある、何でもそういうことだと私は思っていますけれど。

○難波氏 ありがとうございます。そうすると、限界あるとして、限界あるとなると逆に弊害の大きさということも気になってくるころなのですけれども、弊害についてはさまざまあって、それについては先ほどの基調報告あるいは現地報告の中でも出てきています。その弊害についてももう一度改めて確認してみたいと思うのですけれども、まず、弊害としては、財政、すごいお金がかかるということと、生態系にすごい影響があるのではないかと、あるいは地域の疲弊、あるいは地域文化を破壊してしまうのではないかとこのころが大きく挙げられていると思います。

まず、財政についてなのですから、渡辺さんにお聞きしたいのですけれども、ダム

は小さく産んで大きく育てるというので、もう既に9,000億円とかなり大きくなっているのですが、これは9,000億円、何でそこまで膨らんでしまったということになるのでしょうかね。

○渡辺氏 私は、一番大きな原因は、八ツ場ダムを支えている住民の人口が全国トップだからだと思います。もし、このダムにかかわる人たちの人口が何百万というような、例えば100万とか200万という都県単位のレベルであれば、これだけの財政負担があるとほとんどの住民が気がついてしまうわけですね。ところが、例えば、今、八ツ場ダムの国税を抜きにして、都県の負担の部分で、例えば東京都の負担というのは1,000億円を超えるのですけれども、それが1,000万人以上の人口で割りますと、1人当たりたった1万円ちょっとにしかならないのですね。ほとんどの人は気がつかないで、八ツ場ダムなんて知らないわということになってしまうのですね。

もし、これだけ反対運動が地元であって、これだけの財政負担をしても、八ツ場ダムというのは、先ほどちょっとスライドで説明できなかったのですけれども、実はダム本体そのものの工事費というのは全体の事業費の7%にしかならないのですね。建設事業の中の割合としても9%にしかならないのですね。それ以外の関連事業ですね、道路ですとか、砂防ダムですとか、あるいは代替地ですとか、そこら辺が90%を超えるという、もうおよそダム事業とは言えないような、土木事業をやっていることは確かだけれどもという事業なのです。

そこまでたくさんの手当てをしますと、地元で約束してようやく受け入れられたダム、もしこれがもっと小さな県で、例えば群馬県だけで負担しなければいけないということになりましたらば、200万足らずの人口でとても負担し切れなかったということになると思います。

○難波氏 先ほど、今2015年の完成を目指しているということだけれども、とてもできそうにない。となると、それはさらに予算も増額になっていくということになるのかな。

○渡辺氏 そうですね、やはり税金のブラックホール状態です。今、ちょっと全体のダム事業費の中で本体がこれだけだという話をしましたけれども、この八ツ場ダムというのは、川の中流域にありまして、たくさんの人口があり、あるいは観光地がありというところなのです。そこにある、例えば国道ですとか、鉄道というのがJRとか走っていて、それを全部つけかえて、そこに住んでいる方たちを全部どこかに移転していただかない限りは、本来の意味でのダム本体工事というのはできないのです。

今現在、この4月から始まる来年度に本体着工しますというアナウンスをしているわけですが、実際の本体の打設、コンクリートを打設というのが本格的なダム工事らしいのですけれども、そこに取りかかる2012年度より前には、すべて移転から、つけかえ道路から、何から終わっていなければならぬらしいのです。特に国道とか鉄道に関しては、あと2年で全部仕上げなければいけないのです。

ところが、例えば国道なのですけれども、つけかえ国道を4車線高規格にするという計画なのですが、4車線高規格をすべてつくったときの、今、10年以上つくっているのですけれども、まだ3%しかでき上がっていないのですよね。あとの97%をどうやってあとの2年でつくるかという問題があります。用地買収もまだ終わっていないのです。まだ地主さんで抵抗している方もいらっしゃるという状況なのです。ちょっとJR線も無理だと思います。ことしの3月ですから、もう今、今ですね、この3月までにJRの場合は買収が終わらないと駅の移設ができないと、それを国交省の現地事務所も認めていまして、もうぎりぎりの、本当に1秒を争うような段階だと言っているのですけれども、ちょっと難しいと思います。そうするとますます工期が延びていくし、事業費はふえていくということになると思います。

○難波氏 そういったこともあって、1都5県で住民訴訟が起きているのだと思うのですけれども、それは、判決はもう近く予想されているのでしょうか。

○渡辺氏 1都5県のうち、前橋地裁が1月に結審しまして、その判決を6月にすると、結審のときに前橋地裁は発表したのです。ところが、それより前の11月に東京地裁の結審があったのですけれども、東京地裁の判決は恐らく3月までに出るだろうと言われていたのですけれども、まだ、いつ判決を出すかという報告が裁判所のほうからないということなのです。でも、遅くとも5月、6月あたりには東京地裁も判決を出すだろうと言われていまして、本当にもう間近に迫っています。

ただ、その判決が、もしどちら側になったとしても、どちら側も控訴すると言っていますので、その間に事業は進んでしまうということです。

○難波氏 今後、判決が続きますので、皆さん報道などにも注目していただければと思います。

また、今の財政の話でいいますと、サンルダムについては、たしか北海道知事のほうが財政的な負担がふえないことというような条件をつけて同意をしていたという経緯があったかと思いますが、今の話を聞くと、とても今の言っている予算でおさまることではないのではないかなと、その辺も北海道の知事のほうも何かしっかりと動いてほしいなと思うところがあります。

次に、生態系というところについてお話を移したいのですけれども、先ほど、冒頭、河川法の改正によって環境保全という目的がつけ加えられたと。しかし、それが余り省みられていないのではないかと。河道に押し込めて流すことを原則とするために、川でなくなってしまったのではないかと。そのようなお話もありました。

そこについて、まず、つるさんのほうにお伺いしたいのですけれども、川辺川ダム反対の経緯としては、球磨川本流にダムが設置されて、そのことの影響が大きかったのではないかと。球磨川にダムがあることの影響というのをもう一度お話しいただけますでしょうか。

○つる氏 川の生物を考える場合に、一番象徴的なのはやっぱり鮎なのです。鮎が地域

の経済を支えてたわけですけれども、結局、ダムで遡上できなくなって、鮎の衰退、これがもう予想以上だったということが一番大きいです。

それと昔は、ウナギもたくさんとれていたのです。放流すればいいじゃないかという話もあるのですが、2つのダムにも大きな魚道があります。確かにこの魚道を上るのですね。上れないだろうと思っていたら上るのです。そして、今までだったら魚道がないために下に鮎がたまっていたのですよ。ところが、上るようになって、それを上がるようになりましたので、上っていくわけです。ところが、上は鮎がすめる環境にないものですから、そこで全部死んでしまうのですね。だから、魚道ができて、かえって鮎がいなくなった、そういうのもあるし、一番大きいのは、鮎が下れないのです。結局、上流で産卵しても、4日以内に八代海に届かなければ鮎というのは生きていくことはできませんけれど、ダムが結局、プランクトンみたいのがぶかぶか浮いてくるのですね。ダム湖の中で方向性を失って、流れがないものですから、そこで死んでしまいます。それで一番下の堰からほんの何百メートル、そこで生まれた鮎しか今のところ海までたどり着けていない、そういう状況ができるのですね。だから、幾ら放流しても、翌年帰ってこないのです。これがやっぱり一番大きな問題ではないかなと思います。

それと、やっぱりダム湖に土砂が非常に堆積しているという事実、これは幾ら国交省でも否定できないのですね。ダム湖に堆積している土砂を合計すると、干潟から砂が失われた体積に匹敵するぐらい、当たり前のお話なのです。そのことが、八代海には昔すごいたくさんのアマモ場があったのです。足の踏み場もないぐらい、結局、魚介類、ヒラメなんかも足で踏まない歩けないというぐらいいたのですね。

そのころ、ダムができる前というのは、八代海の漁師さんというのは、800人ぐらいみんなノリ漁で生計立てていました。ところが、ダム建設と同時に、これがほぼ全滅状態だったのです。結局、2000年の有明のノリ騒動と同じようなことが荒瀬ダムで50年前に起こっているのですけれど、そのことが全く教訓になっていない、同じことをやっぱりほかのダムで繰り返していくなというのが実感です。

○難波氏 私たちが球磨川の視察に行っただけですけれども、そのときも、川漁師の方が案内をしてくれまして、河口から上っていったのですけれども、稚鮎が遡上できないということで、堰の手前に鮎をすくってトラックで運ぶための施設のようなものがありまして、実際、球磨川の鮎というのは、そのトラックで上流に運んで、それが育って成り立っているということを聞いて、本当におかしな話だなというふうに思いました。

もう1つ、つるさんにお聞きしたいのですけれども、先ほど時間もなかったということで、球磨川では荒瀬ダムというダムを撤去するかどうかというのがずっと話題になっていまして、それは知事のほうで撤回を凍結してしまったのですけれども、この間、試験的にダムの水を流してしまうという期間を設けるといってありました。それによって川がまた変わっているというようなことも川漁師さんはおっしゃっていたのですが、その辺も少し紹介していただけますでしょうか。

○つる氏 平成14年度に荒瀬ダム撤去が決まりました。そして、撤去に向けて、その水位を下げて、護岸がどの程度傷んでいるか見るために、冬場、12月から2月いっぱいぐらいまで、ゲートを3カ月間ぐらいあけることをしたのです。一番最初の年、ダム湖にいっぱいヘドロがたまっていますから、それを一気に流したものですから、アオノリの養殖時期と重なっていて、その養殖業にすごい被害が出たのですね。はっきり言って全滅状態ぐらいで出たのです。

ところが、あらかた流れてしまっていて、上からきれいな水が流れ出しましたら、見る見る間にアオノリが成長したのです。アオノリというのは、漁師さんも、それまで二、三十年間アオノリやっている人も、二、三十センチしか伸びない植物だと思っていたのですね。ところが、1.5メートルから2メートルにあつという間に伸びて、長いさおであれしても、持ち上げ切れないぐらい、物すごく大量にとれたのですね。

だから、一たんダムを撤去することで被害が出たにしても、清流が戻ってきたときの恵みを本当に実感したと漁師さんおっしゃるのですね。その効果が徐々にあらわれて、ことしもとてもいいアオノリがとれました。そして、やっぱり砂が干潟まで届いていますので、ある程度の砂がないと育たないようなアサリ、去年はハマグリ、ハマグリもすごい豊漁でした。アサリより多いのではないかな。だから、私たちは荒瀬ダムの撤去を本当に楽しみにしていたのです。

さっき、蒲島さんはすごくいい発言をして川辺をとめたと言いましたけれど、その一方で、荒瀬ダムの存続は決定してしまったのです。だから、50年間水害に苦しんでいた人、それと漁師さんたち、もうはっきり言って、今、失意のどん底です。何とか撤去したいという願いが、今、目の前の問題は荒瀬ダムの撤去の問題です。

○難波氏 我々がちょうど行ったときも、試験的に水を抜いているところだったのですけれども、その川漁師の方が、本当にきれいな川になっていたのですね、蛇行もしていました。それを見て、やっぱり川というのは流れて何ぼなんだよと、これであれば、この状態がずっと続けば、川は生き返るのだということをおっしゃってしまっていて、それがすごく印象に残っています。

この問題、例えば平取のダムについては、同じように堆砂の問題があるので、穴あきにするとか、そういうことも、排砂ゲートを設けるとかというのも話題になってしまっていて、その辺も、我々北海道の人間として気をつけなければいけないのかなというふうには思っています。

同じく生態系については、先ほど小野さんのほうから詳しくお話しいただいたのですけれども、先日、サクラマスのフォーラムに出たところ、サクラマスというのはとても希少な種だというようなお話もありまして、サクラマスの希少性についてももう少しお話しいただけるとありがたいのですけれども。

○小野氏 さっきお話ししたように、要するにサケの仲間ですけれども、一般のサケと違うのは、雄と雌とで分かれて、ヤマベ、ヤマメとして非常に長く川の中で生活していると

いう点ですよ。

北海道の人は、今、本州は鮎をとっていますから、非常に敏感なわけです。だけれど、北海道の人は、みんな今、サケを河口でとってしまうでしょう、漁師さんが。だから、川の上流がどうなっても構わないみたいに漁師さんもつい思ってしまうところがあるわけですよ。だけれど、そうすると一番影響を受けるのがやっぱりヤマベである、あるいはシシャモであるとか、そういうふうな海に下るのだけれども、川に生活する時間が長い魚が一番今影響を受けているわけです。

これは、従来の北海道じゅうの川の研究した人たちがいて、上流にダムをつくったところが一番魚の多様性も減っているし、サクラマスも影響を受けていますということはもうはっきりデータで出ているわけですね。

ただ、やはりダムでも古いダムほど影響が強い。というのは、古いダムはやっぱり魚道がなかったからですね。新しいダムはさすがに魚道はついているわけです。そうすると、もちろん魚道がつけば、さっきスライドで説明したように、多少は上がるわけですよ。ですけれども、多少上がったからといって、全部の海から帰ってきたサクラマスがすべて上れるわけではない。という、結局、ああいうふうに見せたように、経年的にだんだん影響が出てきてしまう。だから、いずれはやっぱりかなり減ってしまうという、そこが大きな問題です。

それから、今お話があったように、上ることは割と楽なのですよ。おりるほうが大変。みんな魚道という上ればいいでしょうと思うのだけれども、実はおりるほうが大変で、だから、その影響がやっぱり鮎も出ていますし、サクラマスはある意味でもっと大変だろうと思いますね。

ですから、そういう影響をきちんと科学的に評価した上で議論するならいいのですけれども、まだその結果も出ていないのに、これでいけるというふうに言うところが一番問題だと思うのです。それは、まず二風谷ダムで実際には減っていないよというのは、養殖でいっぱい上から放流しているのです。それが、僕らが問題にしているのは、天然に育ったものを問題にしているのだけれども、養殖でいっぱい放流して、それで数をごまかしてしまうというか、そういうことが起きているというのです。

○まさの氏 今のことに関連してなのですからけれども、先生おっしゃったように、ある程度おりてくることができないというような専門的な知見というのが集まってきているのです。特に二風谷というのがそれを示してくれたと。あるいは美利河というところでも、成果が出ていないというところまでは出てきているわけですよ。成果が出たということではなくて、成果が出ていないという。それを判断する専門家会議というのが開かれていますね、天塩川の場合は。そのサクラマスがいます、それから先ほどのカワシンジュガイがいますということで。

天塩川魚類生息環境保全に関する専門会議といいますけれども、それについて国会議員の共産党の議員の方が質問趣意書という形で、その人たちの素性を調べたところ、数えて

みたのです、15の北海道開発局関係の審議会の御用学者をやっている、それだけならまだしも、それ自体がまずは何年か前に閣議決定をしまして、しっかり審議するためにはそんなに多数の審議会に出るはいけないという閣議決定が出されているのですね、まずその閣議決定違反を犯しているという問題点がありまして、この方は公益法人の複数の役員をやっている、さらにコンサル関係もあるのですけれども、副座長の方もまたそんな感じで、株式会社、私企業の役員をやらされていて、さらに普通の平委員の方も2人ほど公益法人、それから私企業の役員を務めていて、彼ら、今言った4人は数千万円から数十億円の受注をしているのです。その開発局の関連事業を受注しながら、開発局に依頼を受けて、このダムをつくる上で魚道というのは効果がありますか、ありませんかというような審議をしているのに、外部の有識者であれば、これは全く魚道に効果があるというのは出ていないじゃないですかという意見を言っているにもかかわらず、効果はあるのですという結果をしゃあしゃあと出してやっていると。

もう1個言えば、先ほど言った河川整備計画をつくる上での流域委員会、淀川では流域委員会が非常に機能して、環境に悪影響があるから、原則つくらないということを出発点にしようというような、そういった意見を出しましたけれども、ここの手塩川の流域委員会の場合は、この手塩川の流域委員会に出ている委員も、学識経験者のうち2人が北海道大学にいながら、委員を引き受け、そして開発局からまた研究費をもらっているということが、先ほどちょっと言いました共産党の紙智子さんという議員が出した質問趣意書によって明らかになっているということで、学識経験者も今や利権の片棒を担ぐような構図になっているということをちょっと加えたいと思いました。済みません。

○難波氏 なかなかそこまで、ふだん我々は意識もせずにそういうものを見ているものですから、とても参考になりました。

先ほど二風谷ダムのお話が出て思い出したのですけれども、二風谷ダムの魚道というのを皆さん見たことあるかどうかわかりませんが、とてもこんなところを魚が上るかというようなすさまじい段差がありまして、魚の中でも体育会系の魚しか上れないのかなと思うようなすごいものなのですね。魚道といえば、魚がすっと上っていいように感じるのですけれども、そういうことは全然違うのだということは意識したほうがいいのかなと。

そして、サクラマスについては、海も回遊してということで、河川生態系、海も含めた生態系の健全性を示す一つの見本のようなものだというような報告が先日参加したサクラマスフォーラムで出ていました。なので、そういう希少なものが、我々北海道には、そこにはあるのだということもよく覚えておきたいなと思います。

次に、先ほど出ました弊害の3つ目として、地域の疲弊というものがあります。これは渡辺さんにもお聞きしたいのですけれども、先ほど、地域の住民の方の再生のための法案というのを今つくろうという動きが議員さんの中にもあるというような状況で、地域の方の疲弊が激しいということなのですね。ちょうどその集会に私参加したときに、八ツ場の

方が、地元の方が来ていまして、50代ぐらいだったと思うのですけれども、小学生のころからずっとダムのごとで揺れて揺れて、ずっと翻弄されていると、もういいかげん決めてほしいのだというようなことをおっしゃっていました。

やはり社会的合意がないまま進められたことの悲惨な結果なのかなと思ったのですけれども、地元の状況などをもう少し紹介していただけますでしょうか。

○渡辺氏 地元の、今ダムがとめられたら困るというのは、確かに私も群馬県に住んでいるので、そのとおりだと思うのですね。といいますのは、道路とか代替地をつくるために山をすべて切り崩しましたという状態が今なのです。私たちは、もう長年の闘争を仕方がなくあきらめて、それこそまだ地元がダムが受け入れる前にもう基本計画が告示されるというような国家権力の中で、後退に後退を重ねてあきらめたのだけれども、でも、その中でいろいろな約束がなされていて、例えば代替地は、補助基準が調印されたときには代替地ができているという約束だったので、集団で集落ごと水没線よりも上に移転できるはずだったとか、いろいろな約束がきちんと公文書として交わされている地元の町と県、国と交わされているわけですが、そういうことが次々と破られていって、その方たちの人生があり、あるいはその地域がありまして、今もしダムがとまってしまったら、その地域はもう立ち行かないのですね。恐らく、ますます残された方たちも出ていってしまう、人が住まなくなる、荒廃した土地が残されるだけという状況になることは目に見えているのですね。道路もあるところまで、それこそここまでできたというのではなくて、全部虫食い状態で、いろいろなところができているという状態で、全部分断されていますから、ここだけは使えるというようなことでもないのですね。

今のダム計画で一番問題なのは、ダムというのはやはり公共事業の一つとして、社会状況の変化によって、そのときは必要だと思って計画したけれども、5年後、10年後、社会状況や、あるいは財政状況が変化する中で、これは公共事業を再評価するときに必要ではないという判断するということが当然あり得るわけですが、今現在の我が国では、そういう判断を下すということが全く想定されていないために、一たんダムがとまると地域は切り捨てられてしまう。だから、一番本当は被害に遭うはずの地域だけが、今、実際に首都圏で行っていることなのですけれども、下流都県の方たちは八ツ場ダム事業のことを聞くと、今ごろまでそんなダムをつくっているのと、もうもちろん反対よ、反対のことをマニフェストなり公約に掲げたところに投票するわとどなたでもおっしゃるのです。ところが、地元だけはダムをとめてもらっては困る。要するに、八ツ場ダムの今目的は、地元の生活再建になってしまっているのですね。

ですから、やっぱり八ツ場ダムを中止する場合には、恐らくこれはほかの公共事業にもすべて当てはまるのだらうと思うのですけれども、その中止したときに、その地域の破壊を最小限に食い止めるなり、あるいは保全をするための新たな公共事業を最小限税金としてつける、そのような法整備がどうしても必要なので、私どもとしては、ダムを中止するという運動をしている、訴訟をしている方たちもいるのですけれども、ダム中止とセッ

トで法整備ということを求めています、今、各野党では法整備に取り組むということ、公共事業検討小委員会というのを設けています。公共事業というのはほかにもいろいろな公共事業があるのですけれども、やはりダムの特特殊性というのが長期間にわたるといふことがあります。調べた結果、やはり公共事業という大きなくくりでは無理で、ダム事業の特特殊性にかんがみた法律が必要だという結論に達したのですね。

例えば、八ツ場ですと、これはほかのダムでもそうだと思うのですけれども、自然破壊というのはどなたが来てくださっても目に見えてわかるのです。ところが、心の破壊とか、人間破壊、共同体の破壊というものは目に見えないのですけれども、これが最も深刻なことでして、自然というのは再生可能なのですね。でも、人間というのは、非常に短いスパンで生きていますから、子供の世代、孫の世代に、私たちの世代はもう仕方がないけれども、孫の世代にこの地域がもし再生の糸口を見つければ、それでいいのだと言ってくれる方はいいのですけれども、私の世代で決着をつけなければ私の人生は一体何だったと言われたときに、本当におわびのしようがないというのが下流都県に住む者の一人としての気持ちなのです。

○難波氏 同じく、長らく反対運動が続いている五木村、川辺川の上流の村でも同じかと思うのです。知事の発言の後、地元の五木村のほうは反発をしたというような報道もありました。我々代替地に行ってみても、何か不自然なといいますかね、きれいな家が建ち並んでいて、何か異様な雰囲気があると。その辺、不自然な感じがあったのですけれども、先ほど、つるさんのほうも同じような発言をされていましたね。五木村の方も同じような状況なのでしょうか。

○つる氏 五木も決してダムを望んだわけではないと思うのです。ところが、やっぱり一人一人崩されていって、ダムをつくらないと、小学校が壊れても建てかえてももらえない。ダム水没予定地は、家をつくらうと思ってもつくれない。それで泣く泣く、やっぱり崩れていくのです。

そういった状況で、それがもう何十年も前ですから、今になって下流でと言われても、私たちも何十年も前のことを知らなかったりとかありますけれど、同じような経験を荒瀬ダムの下流の人たちは、今度はダムができて苦しんだ村というものもあるわけですね。

一番は、だから、ダムの功罪というのは、やっぱり情報がきちんと伝わらないために、本当は五木の人たちは下流のためにとあって、ダムを許容してきたけれど、実際はそうではなかったと。下流はだれも望んでいなかった。そういうことが行政によってきちんと情報が伝わらない、これが一番問題ではないかなと思うのです。

それと、五木が必ずしも、ダムをつくったら豊かになるのかともしましたら、五木村もみんなが出ていくことを前提に村おこししていますので、だれも村に戻ってこないのです。住んでいるのはみんな65歳とか70歳、そういうところでダムができて、あと10年、20年たったらだれもいなくなると。そういうところに繁栄があるのだろうか。そういうことを考えると、やっぱり今のダムをつくる、その過程の中で、本当に地域のために

何がためになるのかというのを、やっぱり住民も考えないといけないのですけれど、そこに考えるだけの仕組みができていないために、もう追い出されて、出ていくしかない。そこから辺の法整備を何とかしないと、やっぱりこの地域の分断っていつまでも埋まらないし、ダムはできないと思っても、なかなか上流と下流の溝も埋まらない。同じように長い間50年と苦しんできたのに、自分たちだけがという思いが下流にもあるし、五木にもあるし、やっぱり渡辺さんが言ったように、これが一番のダムの功罪だなど。そのことが流域の再生をすごく妨げているなというのが実感です。

○難波氏 ダムを選択するにしても、しないにしても、社会的な合意を得ないまま進めるところということになるのだなということを感じます。

次に、では、ダムを選択しないとして、代替手段があるのかということについてなのですが、それについては先ほど宮本さんの基調講演でもお話が出ました。流域自治というような考え方の話がありましたけれども、これは洪水被害というものをどの程度受容するのかによって選択肢というのは変わってくると思うのですが、そういう流域自治を考えようということは、一時期、河川審議会などでも提言として出ていたのですが、そういう取り組みというのは実際は広まらなかったのでしょうか。

○宮本氏 平成9年から10年ぐらいに、きょう私が言いました治水の方向を変えなければいけないということが、実は国土交通省の重点施策で出ていたのです、出したのですよね。要するに、もう今のやり方では限界だから、人の命を第一に考えたら、やっぱりさっきみたいにいろいろな洪水が起こるのだということを前提にして、いかに人命を守るか、いかに被害を、ダメージを少なくするかという対策に切りかえようということが実は平成10年に重点施策で出ました。それに応じて、さっき私申し上げましたけれども、堤防の強化、要するにあれがぶっ壊れると一番まずいから、あれができるだけ壊れないような強化をしよう。越水対策。それも実は出たのです。平成12年にその堤防設計指針という、まさに設計をこうしましょうという、越水対策の。それも出たのです。ところが、平成13年、14年にころっと変わって、平成14年には、越水対策を含んだ堤防設計指針のところの越水対策の項が全部削除された。ここが、日本の今の現代の治水事業というか、あるいは今までの治水事業の歴史の中で、私は最大のまさに、もう余り私は謎でもないのですけれども、皆さん方は謎だと思うのですけれども、ミステリーだし、これが私はさっきも言ったように、人の命をないがしろにしているという意味において、私は、ある意味においては、最悪の罪だと思っています。そういうことが実は平成13年、14年に起こっているのですよね。

なぜ、方向を変えて、堤防を強化しよう、あるいは流域全体でやろうという治水を方向転換したのか、ここが私は思いたくないけれども、ひょっとすると、あるダムの問題でそういうふうな方向転換すると、それを今まで必要だと言ってきたそのダムの説明ができなくなる、あるいはしにくくなる、そのことによってそういうふうな日本全国の治水のあり方、日本全国の住民の命をどう考えるのだという方向がもし変わったとしたら、これは本

当に私は許せないことだと思っているし、我々淀川で言ってきたことは、全国で変えてもらうのは、もし何か都合があるなら変えてもらっても、それは我々気にしませんよと、少なくとも、我々、淀川が何百回と議論をして、みんなで現地を見て、やっぱり住民の命を守るためにはこういう方策だなということを言ったことまで邪魔してくれるなということをお私はずっと言ってきたのですけれども、まさにそういうふうな国の方向がこんななっているのですね、本当に。それがまた何でそんなになっているかというところが、すごく何ともこういう場では言えないような話がいっぱいあるのでね。その話の一部分は、今、岩波の雑誌、世界の、連載している、淀川の連載の第3回目にちょっと触れてあります。私が書いたのではないですよ、ほかの人が書いています。私はとてもそんなこと書けませんけれども。もし興味があったら、読んでみてもらったらありがたいなと思います。

それと、ちょっとさっきの話題に絡むのですけれども、私は、実は28年間国土交通省におりましたけれども、その間、ほとんどダムとか堰の仕事をしていたのです。若いころには、新たなダムをつくるという計画をどんどんつくっていた立場にいたのです。その私が現在あるのは、岡山県の苦田ダムという、長い間、またこれも反対闘争のあったところなんです。そのダムの事務所長に行って、3年間そこで所長をやりました。そのことで私がダムに対する考え方もころっと変わったし、そして、その後の私の役人人生が変わったし、私の人生が変わった、それほど強烈なところだった。それが先ほどからおっしゃっている、要するに、今までは私は机の上で、霞ヶ関の机の上で、ダムについてマニュアルに合っているかどうか、それで数字がどうだとか、B/Cがどうだ、マルペケやっていたわけです。まるっきり机上論のダム論だった。現地に行ったら、もうその人間関係、家族間の関係、ぐたぐたになっているのですよ、もう。そこを私も実際そこに入って初めて、ダムってこんなことを招くものなのだなということを実感して、それはもう我々が決して、数字で200年に1回でこれだけ流量が足りないからダムでカットしますとか、数字でB/Cが1.2あるからマルですとか、そんなものじゃないのではないかと。徹底的に、そのダムについて本当に要るなら、地元の方が物すごく苦しんでいるわけです、長年、何十年と、それには匹敵しないけれども、つくるほうがそれぐらいのやっぱりある意味でいったら、血へどを吐いて、悩みに悩んで、それでもやっぱり要るというのだったら、それぐらいの説明をしなければいけない。いかげんな説明で絶対ダムなんてつくってはいけないというふうに私は思いました。

だから、それから国交省に戻って、またダムの担当をしたのですけれども、それから私はそのつもりで、ダムについては、本当に自分があそこまで悩みに悩んで説明できたら、やらなければいけないものもあるだろうと。しかし、それができないならやめるべきだということで、是々非々でやってきて、淀川においてもそれをやってきたつもりなのですよ。

だから、余りにもダムをつくる、つくらないに対して、平べったい言い方をすれば、いかげんな判断でやってもらっては、その水没住民の方に対しても失礼だし、ましてや

私はダム自身に対しても失礼だなというふうな気概をしています。

それともう1点、ダムを中止したときに、例えば途中までつくった道路、ダム事業が終わったから、その道路ももうつくれませんよと。実は今これを、滋賀県の大戸川ダムで国交省が言っているのです。ダムのためのつけかえ道路だから、ダムが中止になったら道路をやりませんよと。地元は、ダムよりも道路が欲しいのですよ。ですから、地元は、それは困った困ったと言っているわけですね。それに対して滋賀と大阪と京都の知事は、そんないいかげんなことあるかと。ダムを中止しても、それまで犠牲にしてきた地域のことを考えて、中途半端なところで道路をやめるなんて、そんなことは絶対に選挙で選ばれた我々だったらそんなことは言えないと。選挙で選ばれない国交省だからそんなことを言っているのだと言って、ダムは中止するけれども、その道路だけは完成させろということを今具体的に動いています。

そういうこともあって、私はダムをつくるということよりも、ダムを中止することのほうが当然難しいと思います。しかし、難しいからこそ、そこのフォローをどうするのかということをはっきりとやっぱりやっていくべきだと思う。それが確かに今はないけれども、それをやっぺいかないと今みたいな話で、実は本当は要らないのだけれども、中止すると地域がもうぐちゃぐちゃになるから、ダムは要らないのだけれども、道路のためにダムをつくり、こんなわけのわからないことになってしまうのではないかなと思います。

ただし、それについては、今、近畿では、そういうふうに3知事が一緒になって、その方向で今動こうとしています。

以上です。

○難波氏 ダムをだれがどうやって選択すべきか、あるいは、それが今変わらないのはなぜかというのは、また後半といたしますか、後でお伺いするとしまして、代替手段のところ少し戻るのですけれども、北海道では、遊水池など土地が広ければ手段として有効かなとも思います。実際、石狩川のほうでは、遊水池の案も進んでいるというような報道もあります。

そのような選択肢もある中、では、何を基準に治水として基準を考えていくべきなのかというところについて皆さんから意見を伺いたいのですけれども、生命、身体、財産、あるいは自然、地域文化、すべて完璧に満たす方法というのはなかなかなくて、三方よしというわけになかなかいかないと思うのですけれども、何を重視して、何を受け入れるのか、その優先順位というのもどういうふうにつけるのかというところを、皆さんそれぞれ活動する中、こういうことを重視して、これだけ選ぶのだというようなものをお持ちだと思いますので、この選択の重視すべき基準、あるいは活動のよりどころになっているところについて少しお話しただけですしょうか。それについては小野さんからいただけますか。

○小野氏 今、宮本さんもおっしゃったのですけれども、サンルダムも、それから平取ダ

ムも、全部やっぱり道路の建設が一つの条件になっているわけですね。地元は当然道路は欲しい。平取ダムの場合は特に、その奥に豊糠というところがあって、災害があったら本当に陸の孤島になってしまうというような、そういう厳しい条件なのです。ですから、絶対それは欲しいと。だけれど、それが平取ダムをつくる一つの条件みたいになっていると。

だけれど、地元はやはり本当にダムが欲しいかといったら、そうではないわけですね。これはもちろんアイヌの人たちもいらっしゃるわけですがけれども、この報告書に書きましたように、非常にやはり不況のところですから、生活が苦しいから、とりあえずダムの仕事でもあればという人たちもいないわけではないのです。だから、そこまた厳しいですよ。それはサンルダムも同じで、下川町でもそういうふうに、やはり一時的であっても、とにかくダムの仕事があれば町の経済が潤うと、本当の一時的であってもいいのだという、そこまで割り切っている人たちがいらっしゃるからこそ、下川町は町を挙げて賛成してしまっているわけです。

だから、さっきのまさのさんの木頭村の例がありましたけれども、木頭村の場合には本当に首長さんの鉄の意志というのがありましたよね。それが反対のほうに回ってくればいいのですが、鉄の意志で賛成されてしまうと我々は非常に今反対運動がやりにくいという、それが現実、サンルダムの場合は起きているわけです。

でも、結局、私たちとしては、これは千歳川放水路のときにも一番それで悩みましたけれども、放水路はとにかく中止しなければいけないと。だけれど、その土建屋さんで食べている人たちたくさんいるわけですよ。その人たちがそれでゼロになってしまったらこれはまずいでしょうと。だけれど、放水路とかダムとか大きい工事はほとんど大手のゼネコンの人たちが全部利益を持っていってしまうわけですね。地元は本当に下請だけになってしまいます。それよりは、堤防の強化ですとか、さっき宮本さんが紹介して下さったようなああいう越水対策ですとか、そういう工事、あるいは遊水池であっても、基本的にはそれほど大規模ではありませんので、それは地元の業者さんが十分できるわけですね。

ですから、むしろ実際の地元に対する仕事はふえるのですよという、そういう説明をずっと放水路のときはしてきました。それは今回のダムでもやっぱり同じだと思うのですね。ですから、まず、そういう土建屋さんにとっても、これはいいことではないかというね。

もう1つはやっぱり、サンルダムの場合は、決定的なのは、それをつくったら本当にあそこの、今北海道で一番ヤマベが釣れる川だと思えますね、釣り人の方がよく知っているらっしゃると思えますけれど。今残念なことは、ヤマベを釣りにいろいろな人が集まってきたても、そのことが地元の経済ときちっと結びついていないわけですよ。地元の人、そんないっぱい人が来てくれても、ただごみを残していくだけで、何も利益がないと。だから、そんなの要らないのだという、一方ではそういう意識もあるわけですね。だから、そこを何とか変えていく。やっぱりそれを釣り人たちも協力して、それはいろいろなやり方

があると思いますけれども、ある程度のお金を払うような仕組みをこれからつくっていけば、それが持続的な観光に結びつくのではないかなと僕たちは思っているわけですね。

ですから、そういういろいろな仕組みをもちろんつくっていかねばいけなけれども、ダムができて、地元で今後、継続的にお金が落ちるなんていうことは絶対ないですよ。ないどころか、むしろ逆に水道料金とか払っていかねばいけないので、むしろ負担が多くなるわけですね。

ですから、そういうダムをやめたときにどうするという、それはいつも考えているのですけれども、それは十分できるのではないかなというふうに思います。

○難波氏 地域の活性化をどうするかという問題だとは思いますが、その前にダムではない選択をするというときに、どういったことを一番重視して考えていらっしゃいますか。

○小野氏 それはさっきスライドでも御紹介したように、ダムがなくてもあふれないのですよ、ほとんどね。この図に示したように、あふれるところは本当にただ堤防を整備すればいいだけで、ほとんど現状でもあふれない状況になっているのに、宮本さんが強調されたような計画高水というある線を勝手に引いてしまって、ダムがないとちょっと数センチそれをオーバーしてしまうからだめだという、そういう切り捨て方をしているでしょう。

だから、宮本さんにちょっと伺いたいのは、その河川管理施設等構造令18条という、あの法律が今あるわけですよ。そうすると、設計する人はその法律にのっとっているから、計画をちょっと超えたらもうそれはだめだ。僕らが高水の水位を上げてくれればいいじゃないかと言うのですけれど、それは河川管理者が水位を上げることなんか絶対できないとかすぐ言われてしまうのだけれど、そこはどうなのですか。

○宮本氏 当然、水位を上げることは好ましいことでは絶対ないのですよ。低いほうがいいのですよ。ただ、計画洪水位よりも1センチでも上げたら困ると言うけれども、そんなことを何ほ願っていても、超えるのですよ、自然に、大きな洪水が来たら。だから、我々が言っているのは、計画洪水位にこだわるのではなしに、堤防のてっぺんまで下と同じように補強したらいいじゃないですかと、まずは、そういうことを言っているのですね。ところが、計画洪水位以下で抑えるというふうな一応なっているものだから、構造令が、そこに何となくわけのわからない話になっているということなのですね。

それと先ほどから難波さんがおっしゃるけれども、ダムの代替案として考えるときに何を基準にするのだとおっしゃっていますよね。これは、よく国交省が今言っているのは、流量なのです。何トンカットするということなのですよ。何トンカットするということのを代替案の基準に考えたら、ダムが一番効率的ですよ、それは。田んぼで水ためるよりも、遊水池でためるよりも効率的なのですよ。だから、そこがまるっきりそのテーブルに乗ってしまったらおかしくなってしまうのであって、何の代替案かというときに、まずもう一つ元に戻って、治水の目的は何かということを考えるのですよ。治水の目的は何かというときには、何トンの流量を何トンに減らすことが治水の目的ではないわけですよ、

きょう私が言ったように。住民の命を守ることなのですよ。そういうことから考えると、ダムで例えば10センチ下げるといふことよりも、それがちょっと大きな洪水が来たらすぐ20センチ、30センチふえるわけですから、それよりも堤防の強化のほうがまず優先ではないですか。あるいは、そこまで水位が逆に言ったら上がらないように、上流である意味においてははんらんさせるというか、徐々に、さっき言った洪水エネルギーを分散するということが優先ではないですかという議論にしないと、すぐ、今までの私は国交省と反対の人たちのいろいろな議論を聞いていると、さっきの基本高水と計画高水、あれをまず議論し出して、それを探るためにはダムが要ります、そのダムの代替案としてほかに何がありますかと言って、その議論するから、それは当然、そんなものダムのほうが有利に決まっているのです、そんなことはね。だから、もう一つ原点に戻っての住民の命を守るための代替案の議論をしないと意味がないと思います。

○難波氏 実は、効率を度外視しても違う選択をすると考えたというのが皆さんだと思ったものですから、その効率を問うたわけではなくて、そのまさに一步前のところを皆さん、それがそれぞれ違うのではないかと思って、そこをお聞きしたかったのです。特に宮本さんの場合は、人の命をどう守るかというところを視点として考え出しますよね、そういうところがそれぞれ違うのであれば、そういうものをもうちょっとお聞きしたいなというところだったのです。

例えばつるさんにお聞きしたいのですけれども、球磨川の場合、皆さんは球磨川を宝だと、蒲島知事が極限までダムによらないものを、治水対策をしますというようなことを言っているということは、球磨川流域の皆さんは、先ほど、洪水をある程度受容してでも川を守ろうとしたということだと思うのです。それも一つの、一つさかのぼったところの判断基準なのかなと思って、そういうところをお聞きしたいなと思ったのです。

○つる氏 先ほどから宮本さんが、ある程度のダムの効果はあるというお話をされていて、数字的にはどのようのとか言われるけれど、流域に住んでいる者としては、ダムが効果があるというのが、そこがそもそも間違いではないかなと思って、例えば私が住んでいるところは、計画規模でいうと80年に一度がこの前100年に一度に上がったのです。ところが、250年以上水害が起きたことがないところなのです。そこに計算上80年に1回水害が起こりますよといっても、それは計算の仕方がおかしいんじゃないのと言いたいわけで、計算上は幾ら説明しても、それこそわからない。

だから、そういう250年以上も水害の起こっていないところで川と向き合いながら暮らしてきて、自然の恵みを受けてきたところに、何十年に一度が何ぼのものかと言いたいのが本当に精いっぱいなのです。

さっきから小さく産んで大きく育てるという話で、ちょっと話が逆戻りしますが、川辺川ダムというのは、350万円の計画が今3,300億円まで膨らんでいるのです。そのことを言ったら、八代の市長は、本当は350万円でできるはずだった、あなたたちが反対するからここまで膨れ上がったと言われてしまったのですけれども、本当につく

ることが目的になっているので、今のテーマである、ほかの代替案はあるのかと。ダムを壊してほしいです、正直言って。代替案の一番。そこまではなかなか、もうあるもの、難しいでしょうから、やっぱり住民がここをこうしてほしいということを、ダム前提のためにずっとやってこなかった治水方法というのがいっぱいあるのですね。50年間、治水方法はダム前提であったために、かさ上げすれば済むところも済んでいない。

それと、ちょっとここはここで交通渋滞と一緒にですよ、2車線のところに1車線が詰まっていたら渋滞するのと一緒で、1カ所細くなっているところがあったら、そこであふれるのは当たり前なのですね。そこを広げてほしいとずっと言い続けているのに、やっぱりしてくれない。

そういったことは、やっぱり小さな事業で、小さな予算でできるわけですから、とにかくできることをできることからやっていって、それでも防げない場合は、あふれて当たり前、ダムではないです、やっぱりダムは最後の手段ではなくて、最後の手段がダムでいいわけなのです。

さっき言ったように、市房ダムは3年に1回水害が起きるようになった。そんな想定外の水害を、簡単に国交省は想定外ですと言ってくれるのですね。そういったのを最後の手段にしてもいけないし、最初から水はあふれて当たり前、流れて当たり前という考えのもとに計算して、どうやって対策をとるか、知恵も含めですね。

昔、坂本の話をしてみると、結局、水の流れに逆らわないように走るのを、向きから考えて早く水害が通り過ぎるようにつくったのですね。堤防がなければ、あふれた水は必ず引くのです。堤防があって外にあふれるために元に戻らないのです。堤防さえなければ、私は堤防も要らなかったのではないかとこのところがあるのではないかなと思うのですけれど、堤防さえなければ、みんなで水害を許容して、床下で済んでいるのですよ。ところが、堤防をつくったためにあふれたのが元に戻れないのですね。そういう水害対策、もう根本から水害に対する考え方を変えてほしい、本当にそう思います。

○まさの氏 済みません、ちょっと補足というか、もう1つの視点としては、かたい言葉で言えば都市計画だと思うのですけれども、これも各地行っていると本当に共通して見えてくる問題の1つに、もともとここはわかりますよとわかっているところがあって、もともとそこは人が住んでいない田んぼだったりしたところが、都市計画の手続上で人が住むというような地域に変えてしまうということを自治体がやってしまったりとかというところが多いのですね。

例えば、今、強制収用までかけてつくろうとしている辰巳ダムというところは、2本が合流する、その真ん中、三角地点に、必ずここはつかっているというのがわかっているのにもかかわらず、町をつくってしまったのですね。昔の地図を見るとそこは全部田んぼのマークなのですけれども、そういうところの人が住むことに、住宅街ができたので住みました、住んだら、わかりましたということで、ダム推進派にさせられてしまうわけですよ。

あるいは、浅川という長野県知事がつくらないと言ったところなのですから、そこも信濃川に対して合流する浅川というのがあって、信濃川よりも浅川のほうの堤防が低いために逆流してくる、それを防ぐために樋門をつけました。樋門をつけると、上から今度浅川から流れようとするとなまりますというところですね。だから、そこにはもともと農地とリンゴ畑しかなかったのに、町営住宅をそこがまたつくってしまう。そこがまたつかりますということで、ダムが欲しいという話になってしまうということですね。

昔の、さっきのつるさんの話ではないのですけれども、つかるところとつからないところはどこぐらいのことは昔からわかっている、地域の人の方がよっぽどわかっている。どうやったら、どこを広げたらいいとか、どうしたらいいかという知恵はよっぽど、先ほど宮本さんが言っていますけれど、霞ヶ関に集まっている人がそんなのわかるわけがないので、やっぱり地域の人にきちんと聞いた上で、人が住むべきところ、住まないべきところというのがあるはずなのですよね。だから、それで必要性がそういう形で逆につくり出されてきたということが一つあると思うので、治水の代替案の前に、もう少し、国交省の中のことだけで考えて、治水で考えるのではなくて、まちづくりという面からも考えるべきではないかなというふうに日ごろよく考えています。

○難波氏 先ほど、流域で治水するという考えについて出ましたけれども、河川審議会なんかでは、そこで都市計画も、土地利用についても一体的に考えなければいけないというような意見が出ていまして、それが進んでいないのかなという気がしました。

そして、地域の方というお話が出ましたので、時間も押していますけれども、次の話に。

では、住民がどうやってかかわるべきか、だれがどうやって選択して決めていくべきなのかということについてお聞きしていきたいのですけれども、法改正あって、住民の意見を取り入れる方向に進んだのではないかと言われながら、実際はどうもより戻しの動きがあるというようなこともありました。そもそも住民はどのようにかかわるべきか、どういう役割、機能を果たしていくべきで、そのためには条件としてどんなものが必要なのかということについて意見をお聞きしたいのですけれども、まずは宮本さんに、淀川流域委員会という、壮大な社会実験でないかと思うのですけれども、そこでの経験をもとに、その辺をお話いただけますでしょうか。

○宮本氏 淀川の流域委員会は、とにかく別に変ったことをやったわけではないのですね。改正された河川法で、整備計画をつくる時には住民の意見を反映させるという項目があるわけです。だから、それをするためにはどうすればいいかということを経験の趣旨にのっとって粛々とやっただけであって、何も変わったことまるっきりやっていないわけです。変わったことをやっているのはほかの流域委員会で、それは河川法の趣旨にのっとっていないだけの話であって、私はそういうふうに思っています。

ただ、流域委員会は、実は1次、2次とやってきて、ダムはできるだけもうつくらないほうがいいだろうという話もしてきたわけですね。ダムについても中止しよう、しない

か、言ってきたわけです。ところが、おとししてきた第3次の流域委員会で、まるっきり、いわば国交省の方針がごろっと変わってしまって、さっきの話ではないけれども、ダムをつくりますよという方向に行ったわけですね。

私は流域委員会で、その議論をやっているうちに、国交省のほうで、流域委員会と何ぼ議論しても、いわば説明できないわということで、もう流域委員会は打ち切りということで見切り発車したわけですね。知事のほうに意見出した。私はそこで、流域委員会の限界というのがはっきりとしたと思います。幾ら流域委員会がやろうとしても、国交省のほうでやる気なくて、そんな意見聞かないと言われて、もうそこでおしまいになってしまうのですね。

ところが私は、近畿のほうで私が想定しなかったことは、実はその流域委員会、今まで何百回とやってきました。その議論が全部オープンでやっていたわけです。新聞が物すごく報じてくれました、マスコミが。ですから、知事さん方も全部聞いているわけです、それ知っているわけです。何が問題で、今流域委員会と国交省は何をわあわあやっているのだと。それが実は全部オープンになっていたから、ある意味においては、情報とか、あるいは課題が共有されていた、流域委員会以外の人たちと。だから、計画案が知事のほうに行ったときに、3人の知事が、これはそのまま判こを押すわけにいかないということで、ノーということを言い出した。これは我々、全然想定もしていなかった動きですね。

ですから、私は、流域委員会の淀川でも、やっぱり限界があった。しかし、オープンでやってきたおかげで、流域委員会では限界があったけれど、それを今度は地元の知事さんとか、あるいは住民の方、あるいはマスコミがそれをまた今度引き継いでくれて、今の状態になっているということだと思っています。

ですから、流域委員会の今までの限界、そういう意味においては河川法もまた変えなければいけないのかもしれませんが。その限界と、しかし、まだ、今度は流域委員会を超えた地域の力とか、住民力が、今度は国交省に対していろいろな物を申しているという状況が今の淀川の状況かなと思います。

○難波氏 当たり前のことを当たり前にやるというのは、それはそうだと思うのですけれど、その当たり前のことを当たり前にやるために一番必要だったこと、これを気をつけたということはあるのでしょうか。

○宮本氏 それは、今1つ言いましたけれども、全部情報をオープンにすること、これがまず1点。それから、その当時、私は役所側におりましたから、役所側が結論というか、落としどころを絶対に自分たちでつぐらない。この意見によっては何とでも我々はしますよということを我々は思っていました。その2点だけですね、基本的には。

だから、何ぼ意見を聞きますとか、何ぼいろいろなことを言ったって、最後はこうするのだということを役所が思っていたら、全然むなし話です、それは、何ぼやっても。

私は、ですから、役所が最後はこうするんだ、このダムは最後はつくるんだ、この何と

かはこうするんだ、そういうことを思っていたら、絶対にそんなもの住民の意見反映なんてあり得ないのですね。そこには信頼関係もできない。ですから、役所側が最後の結論、落としどころを持たないということが私は条件かなと思います。

○難波氏 その話を聞いて、多分小野さんは思うところがいろいろあるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小野氏 そこが一番難しいところで、淀川はそれができたのだけれど、北海道では残念ながらできなかった。それは流域委員会そのものが、やっぱり開発局自体が委員を全部選び、つくってしまったわけですよ。僕らはそれに反対したけれども、一方的に選ばれて、もちろん公開ですよ、公開だけれど、向こうが選んだ委員の人しか議論しないですから、幾らオープンにしようが、議論が全然進まないのですよね。そこがやっぱり淀川と違う。

だから、そこをどうしたらいいと思いますかと言うのもあれだけれど、やっぱり北海道はもともと、本州から見たら植民地ですから、やり方が違うのですよね、やっぱりね。そこでもどうやったら突破できるかというのがやっぱりまだ見えないところがあります。宮本さんがおられたら何とかあったと思うのだけれど。どう思われますか、そこ。どうしたら、やっぱり開発局というのは違いますよね。

○宮本氏 それは別に開発局に限らず、ほかのところだって結構そういうところは多いわけですよ、そうでしょう。だから、恐らく私は、よくわからないけれども、ひよっとすると、流域委員会で議論する前に整備計画というものがもうできているのではないですか。それを、そのできている整備計画を、ある意味においてはお墨つきをもらって、しゃんしゃんするための委員会をやっているというのであれば、それはもう今までの委員会と一緒にですよ、それは。まさにお墨つき委員会をつくるという従来の手法ですよ。

だから、それはまるっきり、河川法違反ではないのかもしれないけれども、河川法の趣旨違反であることは間違いないと思うのですね。それをどうしたらいいですかと言われても、それは私も何ともあれですね。逆にそれでそうなってしまったら、結局、幾ら、例えば開発局に言っても仕方ない、行政批判したって始まらないということになったら、そこまでいってしまったら、行政を批判するとか、何か政府を批判するというのではなしに、自分たちで動かなければ仕方がないのではないですか。逆に言ったら、自分たちである意味においては世直しというか、北海道独立するというか、新たな政府でもつくるしか仕方がないのではないですかね。

○難波氏 つるさん、先ほど住民討論会が成功に結びついたというお話がありましたけれども、住民討論会では何がよくてうまくいったのですかね。

○つる氏 うまくいったって、そうですね、きっかけはこちらから代替案を出したことなのですけれど、住民参加の場をいろいろな手法でそれまで求めてきたということももちろんありますし、もちろん裁判なんかもありましたけれど、それを潮谷さんがそれを聞いて、じゃ、住民討論集会をやりましょうと言ってくれなかったら、やっぱりこれは開かれ

ていなかったと思うのですね。その第1回目のとき、3,000人集まって、本当に大変だったのです。そのときにいいコーディネーターに恵まれて、この方が、データをみんな国交省が結局持っているわけなのですね、データを出しなさいと言ってくれたのです。それで国交省は最初のうちは出さなかったのですよ。情報開示をしてくれたら出しますということで、その情報開示に40万円も50万円もかかるのですよ、膨大な資料ですから。そして、出てきたのは黒塗りですよ、真っ黒塗り。それで、それも余りにひどいものですから、やっぱりコーディネーターの方が、きちんと開示請求しなくても出しなさいということで、きちんとした情報を出してくれて、そのことによって住民がさらに勉強していった、勉強する機会が1回目、2回目、本当に私たち頑張って勉強しました。多くの研究者も来てもらって、いろいろな現場に入ってもらって、いろいろな研究者の協力があつたこと、それとコーディネーターの人の力、それと住民の総力戦ですね。その総力戦をする基礎がそれまでにある程度できていた、そういうことがあるのではないかなと思っています。

結論は結局出なかったのですよ。じゃ、森林の保水力の検証をやりたいところ、9回目で住民討論集会は一時中断ということになって、潮谷さんはやめるまで、まだ討論集会は終わったわけではありませんと言っていましたので、最終的な結論は、その結論を出す場にはならなかったことは残念なのですけれど、物事のプロセスをきちんと見る場になっていった、そのことが世論を高めていったということで、とても意味が大きかったし、成功して得たもの、得たものもすごく大きかったです。

○難波氏 潮谷さんというのは、当時の知事さんですよ。そのトップの方がそういう判断をしたということ、情報がきちんと公開されたというのが大きかったのでしょうか。

○つる氏 そうですね。そして、何より3,000人というのは、推進派の動員が半分だったのです。とにかく反対ばかり集めさせて、言いたいふうにさせてはいけない、国交省を応援しないといけないということで、会場半分は推進派で、半分が反対派。ダム反対派は、水害に遭った人ばかりがダム反対派ですよ。推進派のほうに建設業者がずらっと並んでいるわけですよ。だれのためのダム計画か一目瞭然、すごい、こんなにわかりやすい場はないなと思うぐらい、すごい大会でした。

そこの中で、途中で住民が議論する中で、住民が押していくのです。そうしたら、こんなばかばかしい議論はもうやってもしょうがないと言って、当時の西村村長がみんな帰るぞと言って、一斉に帰り始めたのです。そうしたら、潮谷さんがすっと立ち上がってマイクを取り上げて、まだ議論は終わっていませんという形で言ってくださって、そういうふうになんかいいながら、きちんと議論を最後までするのだという姿勢を貫いてくれたことの意味はとても大きかったと思います。

○難波氏 自治については限界ということで、初めにまさのさんも御意見述べていらっしやいましたけれども、その辺から意見ございますでしょうか。

○まさの氏 気の優しい人は首長に今の時代向かないなというのはよく思っています、

ちょっと本旨と、本論と外れるかもしれないのですけれども、意思を貫ける人をきっちり
と選ぶということが、ダム問題においてはなのですが、今までの成功例を見ると、より戻
してしまった例もありますけれども、あるかなというのはあって、結局、最初に木頭村か
ら学んだことというセルの一番上に書いたと思うのですけれども、やっぱり住民が、一人
一人が人任せにせずに、自分が選んだにせよ、選ばなかったらなおさらなのですが、自分
の意見をきちんと届けるということが本当に重要だなと思っていまして、例えば北海道の
場合は、二風谷ダムを建設した後に、本来は苦東に水を送るということで二風谷ダムをつ
くったわけですよ。アイヌの人たちに対する配慮がなかったということで違法判決を受
けて、違法建築物としてあるわけですよ。だけれど、その後で治水というふうに目的が
変わってしまって、治水というふうに目的が変わったから、利水者がなくなったので、
本当は企業からお金を取るはずのものが北海道が肩がわりをすることになったけれども、
そのお金が払えないということで、今度、国が肩がわりをしたのです。それは、こうい
う言い方をすると失礼なのですから、本来、道民の方にしっかりと監視をしていただ
いて、道の責任で払っていただかなければいけないものを、内地の人間もそれに対する負
担を払っているということになりますよね。なので、一つの例ですけれども、やっぱり自
分の選んだにせよ、選ばなかったにしろ、首長というのをしっかりと監視して、その判断に
対して、それはいけないのではないかと、それはいいのではないかとということをしっか
り評価を届けるということが本当の、それが固まったときに世論になりますので、そうい
うことが重要ではないかなというふうに思います。

例えば、つるさんが言ったみたいに、知事がやったことはいいことはいいと言う、蒲島
知事になってもいいことはいいと言うし、荒瀬ダムに関しては最低だというような、そう
いった評価をきっちり素直に、率直に、憶することなく表現して、共有し合っていくと
いうことがまさしく自治なのだろうなというふうに思います。

○難波氏 ありがとうございます。

さて、今後、じゃ、どう変わっていけばいいのか、進め方といいますか、ダム事業につ
いてもですね、どういうふうに変わっていけばいいのか、何が障害になっているかとい
うところについてお聞きしていきたいのですけれども、最近、先ほどの大戸川ダムですと
か、川辺の問題を受けて、国土交通省でもダム事業について見直しを進めるかのようなこ
とを発言して、そういうダム事業プロセス検証タスクフォースというものを立ち上げられ
たというような新聞報道があるので、何度も言うと、今後、国交省はこういう
動きに対して何か自分たちの姿勢を変えようというところがあるのでしょうか、そ
の辺について、まさのさん御意見あるかと思うのですが。

○まさの氏 済みません、短目に話します。ダム見直しタスクフォースができるというふ
うになったのは、川辺川の問題がきっかけだったので、第1回開きますとい
うので、私、取材に行きました。行く案内に、既にそこで傍聴できないと書いてあったので
すね。頭撮りオーケー、傍聴はさせませんとあったので、その傍聴は頭撮りのところで私

は勇気を振り絞って、傍聴させてくださいと言ったのですね。そうしたら、官僚みたいな人が、1回だけとにかくやらせてくださいと言うのですね。1回だけやらせてくださいと言ったすぐその後に、もう1人記者が何か傍聴されて差し支えがある委員がいたら手を挙げてくださいますとかと言ったら、1人も手を挙げなかったのですね。なので、傍聴をさせていいじゃないですかと私もう1回言ったら、いやいや、きょうは初回ですから、1回だけやらせてくださいと、何かもてない男みたいなことを言うのですね。それで私は追い出されてしまったわけなのですけれども、結局、後で聞いてみると、議論の内容を総合して一言で言ってしまうえば、どうも最近、反乱する知事があらわれてきて、せっかく今までやってきたダム事業がどうもとまってしまう、せっかく進めてきたものが首長がかわることによってとまってしまう困ったケースがあるから、これを何とかしようという、何かそういうのが半分あり、透けて見えていて、一方では、ちょっと良心的なことを言って、ダムをとめる仕組みというのが必要ではないかとかという、そういうことを言った人もいます。そうすけれども、そういったことがどうも、もやもやとグレーな形で伝わってきます。そもそも宮本さんが言ったみたいに、公開でやるということは常識だと思うのですが、そこをクローズでやってしまうということが、もう本当に怪しいという感じがします。

○難波氏 また最近、広島県の鞆の浦の埋め立ての問題について、国土交通省のほうが市や県に対して、埋め立てや、そういう架橋をすることで、失う利益よりも得る利益のほうに著しく大きいという客観的な説明ができないと事業を進めてはいけないのではないかとというような発言をしたと報道もあったので、その発言どおりダムのことを見直してくれればいいなというのもあったのですが、そういうのとはやっぱり違う雰囲気を感じますか。

○まさの氏 違っているようです。わかりませんが、今後は。

○難波氏 そのほか、今後、この現状が変わっていくために、国が変わってもらわなければならない点もあるでしょうし、我々住民のほうが変わっていかねばいけない点もあると思うのですが、それについて何か意見ございましたらいただけますでしょうか。まさのさん。

○まさの氏 今後ですか。

○難波氏 はい。

○まさの氏 今、100年の河川整備基本方針という方針を住民抜きで、霞ヶ関で一律に決めていますので、それをやはり河川整備計画という、その100年のことなんてだれもわからないわけですから、20年、30年というきっちりした計画、今まず何が必要かということを地域で話し合う。それは、さっき言った縦割りではない、できれば縦割りでないところで、自治体というところが中心になって決めていくべきことではないかなと思います。まちづくりという観点から何が重要なのかと。

というのは、さっきちょっとだけ一言書きましたけれど、40%事業を減らしてきているのですね、どんどん減らしてきています。減らしてきているのは当然で、人口が減っ

て、税収が減って、お金がかかる福祉とか医療ってあるわけですよ。だから、その中で本当に住民にとって必要なのは何なのかという比較も必要になってきていますので、そういったことを考えると、いつまでも国土交通省というところが河川事業をやっている、治水事業をやっているというのはおかしいので、地域にどんどんそれを落としてくるということが重要なのだろうなというふうに思います。

○難波氏 同じく宮本さんからも意見をいただきたいのですが、先ほど流域委員会の限界というところもありましたけれども、市民の力を感じたのだとも思いますし、その限界というの、市民にもっとこういうことを求めたいということもあったのではないかなというのは思っています、今後、我々住民としてかかわるに当たって、こういうことをもっと頑張ってもらいたいとかというのがあったら教えていただけますか。

○宮本氏 私は、国交省、本当に今ちょっと情けないことをやっているから、私はこういうところで言っても、流域委員会でもばんばん言うわけですよ。そうすると、国交省と私、何かけんかしているようなのですけれども、実は違うのですよ。国交省の中に、私なんかしょっちゅう酒飲んだりする人いっぱいいるわけですよ。そうすると、みんな言うのですよ。あのダム、やっぱり無理ですわとかね、説明あれはできていませんねとか言うわけですよ。これは何も近畿の人たちだけでないのですよ。東京にいる人もそういう人がいるのです。例えば、国土交通省の中でも、ほかの局、例えば道路局だとか、ほかの建設局とかあります。そういうところの人たちが、あの河川局は何であんなに頑張るのだということ言う人がいるわけです。私は、今の国交省の中に、それはみんなあほじゃないわけですから、こんなこと推し進めても、ある意味で言ったら、国民の不信感をあおって、逆なでするだけじゃないかと、何でこんなことやっているんだと言う人がいっぱいいるのです、国交省の中に。その中で今私は、河川局の一部というか、河川局の上も含めて一部の人たちが、もう本当にどうしようもないから、わかっているのに、ここまで、やっぱり断末魔の無理に無理を重ねているし、そういう状況なのです。ここが、だから物すごい大きな分岐点なのです。ここで、ある意味で言ったら、住民の人たち、我々含めて、マスコミも含めて、世論がすつとしぼんでしまうと、もういいわと、従来になってしまうのですよ。ここで、知事も含めて、議会も含めて、住民もマスコミも含めて、やっぱり日本全国がうわっと、やっぱりおかしいじゃないかという話を出していったら、変わります、これは。

私は、これ変わるの、ことしだと思っているのです。だから、そういう意味においては、今物すごく大事な時期ですから、こういったシンポジウムは物すごい意味があるし、どうしたらいいかなんて、そんな答えはないのです。それよりも、皆さん方がおかしいなと思ったら、自分納得できないなと思ったら、それを声に出す、あるいは近所の人とそれをしゃべってもらい、こういう集まりがあったら出る、何かがあったらアピールする、恐らく私はそのエネルギーというのがいろいろなところに伝わって、それが大きな力になっていくと思います。

何遍も言いますけれども、私は、非常に今微妙なところで、ひょっとしてごろっと変わるかどうかというのがことしだと思っています。そんな意味で、とにかく私もわかりません、どうしていいのか。しかし、何かがあったら、その方法で何か動く。皆さん方も、何かがあったらその方法で動く、あるいは言うということをやるとは思いませんし、逆にそれをやって、何も起こらなかったということになるかもしれないけれども、何かが起こる可能性は物すごくあるというふうに思っています。まるっきりこうしたらいいということにならないのだけれども、いわば、そういうちょっと気合いだけ入れたということです。

○難波氏 では、せっかく気合いを入れていただいたので、引き続き、皆様からも気合いを入れていただきたいと思うのです。なので、順番に渡辺さんから、会場の皆さんに気合いの一言をお願いします。

○渡辺氏 八ツ場の場合はまさにことしが正念場で、それこそ本体着工を目前にして総選挙ということで、選挙というだれもが投票する権利がある、その1票が、どういうことの争点に使われるかということをしつても多くの方に知っていただく必要があるわけですね。

それぞれのダム事業なり、水源開発事業で、やはり運動の組み立て方というのは違うと思うのですけれども、それなりにそれぞれ参考にさせていただくということで、川辺川からも、淀川からも、利根川は学んでいるのですけれども、恐らく北海道と似たところは、知事ですとか、それから宮本さんのような国交省の職員がいないと、水系に。その場合何ができるかということなのですね。今現在、関東1都5県では、すべての議会と知事さんが与党側で、ダム推進という姿勢なわけですね。それから、関東地方整備局にも表向き変化が出ていないのですね。八ツ場ダムの場合は参考になるかどうかわからないのですけれども、やっぱり世論をいかにかき立てるかということが私たちの命題です。

きょうも持ってきましたけれども、電通マンの仲間の方に、5分でわかる八ツ場ダムというのをつくってもらいまして、国交省の説明よりもわかりやすくしてもらって、あるいは、とにかくお金をかけられないのです、私たちは。だから、ホームページをつくっているのですけれども、できましたら、ぜひ見ていただきたいのですが、国交省の八ツ場ダム工事事務所のホームページよりわかりやすいと言っていますけれども、1カ月1万円でボランティアの方に技術を担当していただいています。それから、それこそ現地案内を請うというような方に対しては、どんな時間を割いても1人でも2人でも案内をします。それは市民団体の方であれ、学生さんであれ、あるいはマスコミの方であれ、やはりマスコミ対策というのはとても重要ですね。世論というのが、狭い地域でしたら案内外簡単にできてしまうかもしれないのですけれども、それこそ対象が大きい場合、自分の目の前に水没予定地なり川なりがない方たちに伝えるためには、やはりマスコミの方たちに理解していただくことがとても重要なのですね。

国交省の側は、マスコミ対策をばっちりやっているのですね。メールマガジンのような

ものも送っているし、マスコミの方たちの現地案内も頻繁に行っていて、マスコミの人たちはどうしてこんな国交省寄りのアナウンスメントばかりするのかなどと思っていると、あちらの説明ばかり聞いていて、それを真に受けてしまって、もう1つの側の説明をほとんど聞いていないということもあって、別に権力にすり寄っているということではなく、そちらを選択してしまっているということがあるのですね。

八ツ場ダムの場合は首都圏にありますから、一番マスコミが集中している東京のその部分に働きかけるということがあるのですけれども、北海道は北海道なりにやり方というのがあると思うのですね。北海道という、北海道版の新聞に載せていただければいいわけですから、それをいろいろな形でいろいろな方が働きかけるなり、あるいはミニコミ誌を使うなり、会報をつくるなり、ホームページを充実させるなり、今はそれこそユーチューブというのも若い方たちは非常に熱心に検索かけますから、どんどん、きょう宮本さんがおっしゃったようなことをすぐに、映像に撮っていらっしゃったらそれをユーチューブに10分ぐらいで上げると。そういうことをすると、割とダム問題の集会に来ている方というのは、どちらかという年齢層が高いのですけれども、若い方たちにこの問題を伝えることもできると思います。もうありとあらゆる、それこそ、ない力を振り絞ってやるしかないというところですよ。

○つる氏 結局は、やっぱり宮本さんもおっしゃっているように、仕組みを変える以外はないのだと思います。では、どうしたら変えられるかといったときに、私たちがこういった環境問題に対して住民参加できるというのは、今のところ法律上、物が言えるかというのはアセス法とか河川法ではあります。だけれど、さっき言ったようにみんな抜け穴があって、なかなか形だけのもので、直接的な影響、仕組みを変えるほどの力にはならないです。

唯一、何が変えられるかという、やっぱりこれは選挙しかないと思うのですね。何で川辺がとまったかという、相良村長がノーと言える状況ができた、そういう人しか選ばれなくなった。人吉市長選においてもそうです。そういう人たちが出てくることによって知事も変わる。だから、やっぱり選挙で変えられるのだという意識を、これはダムに限らず、すべての問題、やっぱり関心を持って、すべての生活にかかわることが政治と密着に関係しているということを一人一人が実感して、行動に移すしかないと思うのですね。

例えば政治家ではなくても、小さな村になればなるほど、政官業の癒着というか、地元の政治家、地元の業者、地元の議員、この結びつきが強いのです。そうすると、何らか生活している人たちというのは、この3つのだれかつき合いがあります。政治家とつき合いがある、あるいは仕事をもらっている、みんなそういうところががんじがらめになっているのです。だから、本当はそこで勇気を絞って、お金をもらっても、例えば裏金もらっても、選挙に行ったら、ぺろっと舌を出して違う人に入れるよ、そういうしたたかさを私たちが身につけて、お金はいいですよ、どんどんもらう。そして、その効果、期待が、あんなにお金を払ったのに全然選挙に生かされていないじゃないかということになると、そ

のうちお金出すほうもあきらめてしまうのではないかと。

だから、町内会長もそうです。みんな自民党の言いなりになる人ばかり。だから、地元の町内会長を選ぶときも厳しい目を持って、その人がだれと結びついているのかというのまで考えて、町内会長選びから私は変えてほしいなと思っています。

私たちが変えることができるのは、やっぱり権利を持っているのは、その1票、これしかないなというのがずっとやってきて実感です。

以上です。

○小野氏 きょうは4人のパネリストの方に励まされて、とてもうれしく思っていますけれど、本当にもう、やるしかないという感じだと思います。

北海道の場合は、まさに閣議決定までされていた千歳川放水路というのは、やっぱりみんなの力でとめることができたのですから、これは日本の河川の公共事業の歴史では画期的なことだったと思うのですね。もしかしたら、それがちょうど宮本さんの言われた平成10年、11年ぐらいのことでしょう。それで国は物すごい危機感を持ったのではないかと、逆にね、そういう気もするのですけれども。

でも逆に、今本当に宮本さんが言われたように、ことしが非常に重要な年だと思いますね。八ツ場ダムについても、サンルについても、平取についても、やっぱり今、日本の政治自体が大きく変わろうとしているときに、それと連動しないわけではないわけで、本当にあらゆることをやって、それは力が足りなければしょうがないけれども、あらゆることをやるという、それしかないと思います。

どうぞ皆さんよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○まさの氏 あと、選挙のことをわあつと言われましたけれども、1票の行使も重要なのですけれども、政治の裏方をやっていたことがある私としては、1票を投じた後も重要でして、というのは、知事であれ、首長であれ、何であれ、政治家はそうなのですけれども、一人で動けるわけではないのですね。市民団体とか、マスコミもすべて同じなのですけれども、だれも一人でずっと強いことを言っていられる人というのはいないのですよね。ある特殊な、本当に強い人以外は。そうするとやっぱり1票を投じた後にでさえ、逆に言えば、選挙の前だっていいのですよね、選挙の前であっても、本当に自分がどう思うかということを本当にシンプルな言葉で言うと。難しい言葉というのは要らないのですよね。案外皆さんの直感というのはいつも正しいと思っていいと思うのですよね。その直感を信じて表現をしていく、それがやっぱりいろいろな人を元気づけていくということはあると思いますので、本当にシンプルなコメントになってしまいましたが、もうそれに尽きます。表現していきましょう。

6. 閉 会

○難波氏 5人のパネリストの皆さん、大変ありがとうございました。

最後に私からも一言言わせてもらいますと、今回我々は、ダムのできる地域から離れたところに住んではいますけれども、やっぱりおかしいものはおかしいと言わなければいけ

ないし、守るべきものは守りたいと言わなければいけないと思って、この札幌で情報提供するための機会を設けようと思ってやりました。きょう参加していただいた方が、それぞれ何かしら1つでも参考になったと思ってもらえればうれしいですし、できれば、そういう思ったものをネズミ算式に人に伝えていってもらえればいいなと思っています。

時間も超過して、また、つたない司会でわかりづらかったかもしれませんが、御清聴ありがとうございました。

最後に、パネルの皆様には盛大な拍手をお願いします。（拍手）